

平成 23 年第 4 回 (定例)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 23 年 12 月 8 日

平成 23 年 12 月 13 日

平成 23 年 12 月 16 日

議 会 事 務 局

# 目 次

## 第 1 号 ( 12 月 8 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会、開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
町長諸報告	5
議会報告	8
議案第 55号	10
議案第 56号	11
議案第 57号	11
議案第 58号	12
議案第 59号	12
議案第 60号	13
議案第 61号	14
議案第 62号	15
議案第 63号	16
議案第 64号	18
議案第 65号	19
議案第 66号	19
議案第 67号	21
議案第 68号	21
意見書	22
散 会	23

## 第 2 号 ( 12 月 13 日 )

議 事 日 程	24
本日の会議に付した事件	24
出 席 議 員	24
欠 席 議 員	24
議会事務局職員出席者	24

説明のため出席した者	24
開 議 宣 言	25
14番 議員 原野敏彦	25
9番 議員 今村桂子	32
2番 議員 百田輝子	42
3番 議員 松山力弥	45
13番 議員 藤石 豊	49
議案第 69号	59
散 会	59

### 第 3 号 ( 12 月 16 日 )

議 事 日 程	60
本日の会議に付した事件	60
出 席 議 員	61
欠 席 議 員	61
議会事務局職員出席者	61
説明のため出席した者	61
開 議 宣 言	62
議案第 55号	62
議案第 56号	63
議案第 57号	63
議案第 58号	64
議案第 59号	64
議案第 60号	65
議案第 61号	66
議案第 62号	67
議案第 63号	68
議案第 64号	69
議案第 65号	71
議案第 66号	72
議案第 67号	73
議案第 68号	74
議案第 69号	74
意見書	75
委員会の閉会中の継続調査について	76
閉 会	76

議事日程(第1号)

平成23年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第55号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第56号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第58号 町営路線の区域の変更について
- 日程第 9 議案第59号 町営路線の廃止について
- 日程第10 議案第60号 第二幼稚園造成工事の変更施工について
- 日程第11 議案第61号 下水道工事の変更施工について
- 日程第12 議案第62号 水道工事の変更施工について
- 日程第13 議案第63号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第64号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第65号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第66号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第67号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第68号 平成23年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 意見書 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第55号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第56号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第58号 町営路線の区域の変更について

- 日程第 9 議案第 59 号 町営路線の廃止について  
 日程第 10 議案第 60 号 第二幼稚園造成工事の変更施工について  
 日程第 11 議案第 61 号 下水道工事の変更施工について  
 日程第 12 議案第 62 号 水道工事の変更施工について  
 日程第 13 議案第 63 号 平成 23 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）  
 日程第 14 議案第 64 号 平成 23 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）  
 日程第 15 議案第 65 号 平成 23 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 16 議案第 66 号 平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 17 議案第 67 号 平成 23 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 18 議案第 68 号 平成 23 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
 日程第 19 意見書 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出について

出席議員（14 名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 長 澤 誠 司	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 係 長 平 山 幸 治

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（出納課）・・・・印 藤 勝 人
理 事（健康福祉課）・・吉 松 清	理 事（教育次長）・・安河内 亮 三
総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・・・吉 松 良 徳
税務課長・・・・・・・・百 田 順 二	健康福祉課長・・・・畑 江 達 也

上下水道課長・・・・・・・・今 泉 智 明  
住民課長・・・・・・・・安 部 健 一  
子ども教育課長・・・・・・稲 永 修 司  
社会教育課長・・・・・・川 津 政 文  
監査委員・・・・・・・・百 田 清 二

建設産業課長・・・・・・・・安 川 敏 幸  
建設産業課付課長・・・・安河内 久 人  
子ども教育課付課長・・・・猪 股 清 貴  
総務課課長補佐・・・・満 行 誠

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。きょうは平年並みの気温だと思われませんが、このところ気候の変動が著しく、皆様方においては議会終了まで体調を崩さないよう、自己管理をよろしくお願いいたします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

ただいまから平成23年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の経過報告をいたします。

12月2日、午前10時より議会運営委員会を開催し、第4回定例会の運営について協議をいたしました。

今回提出された議案は14件でございます。意見書1件となっております。陳情が2件、持参により提出されておりましたが、議長預かりという取り扱いにいたしております。

会期は、本日から16日までの9日間としております。

一般質問は13日午前9時より行います。

12日の9時30分より、追加議案に関する議会運営委員会を開催いたします。

13日の本会議終了後には、ぼた山開発特別委員会が行われます。

16日の最終本会議終了後には、広報特別委員会が開催されます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

#### 日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を本日から12月16日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月16日までの9日間と決定しました。

#### 日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、12番議員、13番議員を指名します。

### 日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） おはようございます。平成23年最後の議会を招集いたしましたところ、全員の議員さん御出席のもとに開会できますことを、まずもってお喜びを申し上げたいというように思っております。

それでは、4件にわたって諸報告を申し上げさせていただきたいと思います。

コミュニティバスの本格運行に向けて

まず第一に、コミュニティバスの本格運行に向けての御報告でございますが、これは、議員のほうから一般質問も受けておりますので、流れについて簡単に御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に定めます協議会として、須恵町地域公共交通活性化協議会が平成20年5月30日に立ち上げられて、第1回の会合を開いたわけでございます。

この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを、総合的かつ効率的に推進することを目的として設立されたものであります。須恵町の公共交通体系の現状、問題及び基本方針、アンケート調査、路線調査、それから事業者聞き取り調査等による現状の分析を行いまして、コミュニティバス運行に向けた、予算、事業計画、運行ルート、ダイヤ、運賃、運行形態、バス停カルテ、コミュニティバス車両購入等について審議され、須恵町における今後の公共交通のあり方、基本方針などが決定されたというものでございます。

平成21年10月には、1台目のバスを購入いたしました。翌年2月より、旧来の福祉バスから新路線、新ダイヤによるコミュニティバスの運行がスタートいたしました。また、4月には須恵町コミュニティバス条例、須恵町コミュニティバス条例施行規則が施行されまして、料金制度開始とともに、22年度、23年度にわたる2年間の実証運行がスタートしたわけでございます。

当初は、運行ルートやダイヤの改正、保険証等のいわゆる身分を証明するための保険証の提示に伴う苦情が相次ぎ、苦難の船出であったわけでございますが、住民皆様方の御理解と御協力によりまして、現在では大きな問題もなく運行されていると伺っております。

また、委託業者との打ち合わせや運転手ミーティングを毎月開催し、利用者にはアンケート調査等も実施いたしまして、きめ細やかなサービスの提供に努めているところでございますが、まだまだ課題や改善点は多くあります。

そういった経緯を踏まえまして、先月28日に決定機関であります地域公共交通活性化協議会と交通会議が開催されまして、実証運行期間中の課題や問題点とあわせて、新ルートやダイヤの改正、バス停の一部移設などが協議されまして、24年度、いわゆる来年度から本格運行が決定



されました。

今後の本格運用に伴いまして、住民皆様方からの御要望や御提案を柔軟に受けとめ、より質の高いコミュニティバスの運行に努めてまいりたいというふうに考えております。

介護保険広域連合地域包括支援センターについて

次に、介護保険広域連合地域包括支援センターについての報告をさせていただきます。

介護保険制度が平成12年度にスタートいたしまして、12年を経過しようとしております。

須恵町が広域連合に加入していることは御存じのとおりであります。平成18年に地域包括支援センターが粕屋支部に設置されました。場所については、久山町の旧保健センターでございます。

で、地域包括支援センターの目的と機能を概略申し上げますと、まず目的といたしましては、地域の高齢者の心身の健康保持、保健福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な援助を包括的に行う中核機関として設置されたものでございます。

機能といたしましては、新予防給付に関するケアマネジメント業務、いわゆる地域支援事業・介護予防事業でございます。次に、当該者のケアプランの作成業務、高齢者の実態把握や虐待への対応など、総合的な相談業務及び権利擁護業務等が主体的な役割であります。

次に、職員体制であります。体制としては、保健師、社会福祉士、ケアマネージャー、3種が基本となりまして、通常の業務運営に当たっております。

振り返りますと、平成18年度に開設に当たって、粕屋支部は各町に開設を要望してきた経緯がありますが、各支部に設置することで現在に至っております。しかしながら、年数を経過するに当たって不都合が生じてきたために、まず運営のあり方について、それから職員派遣のあり方について、派遣、出向職員の時間外等について具体的に申し上げますと、本来の保健師の業務は、介護予防、虚弱高齢者への支援等ですが、現状はケアプラン作成業務に追われる状況で、必ずしも正職員ではなくても嘱託職員で可能ではないかと。しかしながら、直ちに町へ移管することは困難であることから、保健師は、週2日から3日は各出身町において本来の業務を遂行することにいたしました。

高齢者の相談は、久山町まで行くことは困難であり、相談業務は居住する町で開設することが望ましいというふうなことで、その町で開設いたしておりました。

町からの保健師派遣については、3年ごとに、いわゆる派遣することになっておりまして、その人選いわゆる保健師の数が少ないわけございまして、もう2度目の派遣というような状況も起こってくるということで、人選には苦慮しておったところでございます。

これらの事項について、広域連合本部に毎年要望を粕屋支部として行ってまいりました。

地域包括支援センターの移行についてでございますが、本年6月に広域連合本部より、地域包括支援センターを町に開設するに当たっての説明がなされたわけでございます。その後4カ月にわたり協議を重ね、粕屋支部6町すべて合意に至り、平成24年4月1日から町において、開設に向けて準備を進めているところでございます。

本町の開設予定場所は、保健センター1階を予定いたしております。人的配置につきましては、保健師、社会福祉士、ケアマネージャー、合計5人の職員体制で運営を予定いたしております。

予算につきましては、人件費、備品、電算システム、電話、コピー機、公用車、センターの改修費等、これにつきましては広域連合の負担となっております。

ちなみに、現在2つの法人に委託しております在宅介護支援センター、水戸病院と成雅会の泰平病院でございますが、この在宅介護支援センターについては廃止いたしまして、今後、この地域包括支援センターで、その機能を持たせるということにいたしております。

現在、福岡県介護保険広域連合加入の市町村は33市町村で、支部として8支部に、非常に少なく、合併によって減ってまいったわけでございますが、33市町村のうち17の市町村が、現在、平成24年4月1日からそれぞれの町で開設する予定となっております。

終わりに、地域包括支援センターの開催に当たりましては、広報すえ及びホームページにおいて、住民の皆さんにお知らせをしたいというふうに思っております。今後とも、議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。

#### 国民健康保険被保険者証のカード化について

それから次に、国民健康保険被保険者証のカード化についてでございますが、国民健康保険の被保険者につきましては、現在、世帯ごとに構成員連記の上、1枚を交付しております。

これに対し、カード様式の被保険者証については、既に平成13年の健康保険法施行規則改正において、原則として1人1枚のカード様式とすることが規定されております。当分の間はそのままでもよいということでございますが、当町においては、事務の煩雑化、コスト面等を考慮いたしまして、世帯ごとの被保険者証を現在も交付しておるわけでございます。

しかしながら、古賀市が平成23年度からカード化を実施いたしてありまして、当町を除く糟屋郡内6町についても、平成24年度からのカード化に向け、現在準備中であります。

カード化は、被保険者からのカード化の要望、糟屋医療圏におけるサービスの均一化等を考慮いたしまして、平成24年度から被保険者証をカード化するものございます。

また、糟屋郡内においては、当町のほか、宇美町、志免町、新宮町及び篠栗町が同一の電算システムを利用しておることから、カードの書式の統一化によるカスタマイズ費用と保険証の大量発注により、コスト軽減が図られるものと思われま。

今回、カード化に向け関連議案を提案いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

篠栗町外一市五町財産組合工事に伴う水質汚濁について

最後に、篠栗町外一市五町財産組合工事に伴う水質汚濁についてでございます。

このたび、第二浄水場からの配水区域であります佐谷区及び上須恵、南米里、新原の一部地域に濁り水を給水し、報告がおくれましたことを、おわびを申し上げます。

先月24日に濁り発生の連絡を受けた後、早急に対策と原因究明に取りかかりました。

対策として、第二浄水場は、いわゆる須恵ダムのみが取水源で、他からの給水はできないということでございまして、緊急に地元の協力を得て、本谷水路、いわゆる第二浄水場のすぐ上に立派な水が流れておるわけでございますが、これは農業用水の水利権でございます。で、その取水をさせていただきまして給水ができているところで、現在は汚濁水は入っておりません。

原因は、11月18日の降雨によりまして、いわゆる泥水がダムに流れ込み、水質を悪化させたというのが原因と思われまます。ダム上流に篠栗町外一市五町財産組合所有地の、いわゆる林道っていいですか、管理道が開設工事中でありまして、その土砂災害による流れ込みが原因と思われるものでございます。

財産組合に対しまして、土砂流出対策工事を早急に行うよう指示いたしております。

これまで以上、水質管理に注意し、安全、良質な水の提供を努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項につきましても、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。 質問なしと認めます。

#### 日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

7番、吉本實議員。

議員（7番 吉本 實） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。平成23年11月21日に、古賀市役所会議室において第2回臨時会が開催されました。

まず、議席の指定から諸報告まで行われた後、第4号議案糟屋郡公平委員会委員の選任について専決処分の報告があり、全員賛成で承認されました。

次に、第5号議案北筑昇華苑組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分、これは地方公務員災害補償法の一部が改められたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕

がなかったため専決処分されたもので、全員賛成で承認されました。

最後は、第6号議案平成22年度北筑昇華苑組合一般会計決算の認定についてで、歳入総額2億3,516万1,487円、歳出総額2億1,902万3,283円、歳入歳出差引額1,613万8,204円、実質収支額も同額となっており、全員賛成で認定しています。

その他、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので御参照いただきますようよろしくお願いたします。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。平成23年11月24日に行われました、平成23年度第4回粕屋南部消防組合議会臨時会の報告をいたします。

今回の臨時会は、現職見監査委員の永江英一氏が12月6日で任期満了となるため、後任委員を選任するもので、後任委員に須恵町の川上正俊氏が選任され同意されました。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10番、三上政義議員。

議員（10番 三上 政義） おはようございます。11月29日に行われました、平成23年度第3回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会臨時会の報告を申し上げます。資料は皆様の手元に配付しております。

議案第6号専決処分の承認を求めることについては、糟屋郡公平委員会委員の選任についてであり、任期が平成23年10月31日をもって満了となることが報告され、これを承認しております。

次に、議案第7号平成23年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額6,487万6,000円に歳入歳出それぞれ1,612万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,100万円とするものでございます。歳入では、県補助金、財産売り払い収入、繰越金、歳出では、林業費、道路橋梁費として1,612万4,000円を追加するもので、全員賛成で可決いたしました。

最後に、議案第8号林道の移管についてでございます。これは、現行組合林道を篠栗町に移管し、森林道路の総括的インフラ機能の発揮及びイメージアップを図り、森林セラピーとお遍路文化の融合する森づくりを整備するために行うもので、全員賛成で承認しております。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、自席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。 質問なしと認めます。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第58号及び議案第59号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

#### 日程第5 . 議案第55号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第55号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第55号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、平成14年須恵町条例第1号の一部を次のように改正する。

第12条を以下のように改めるもので、改正の内容は、職員の年次有給休暇について、現在、1月1日から12月31日までの暦年で付与しておりますものを、4月1日から3月31日までの年度で付与することに変更するものでございます。

2ページの新旧対照表をお願いいたします。右側の改正前の第12条の中の年の文字を、改正後はすべて年度に改めるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則として、第1項、施行期日、この条例は平成24年1月1日から施行する。第2項、経過措置といたしまして、平成24年1月1日から平成24年3月31日までの分については、20日の12分の3カ月分、5日を加えて付与するものです。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第55号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

## 日程第 6 . 議案第 5 6 号

議長（三角 良人） 日程第 6、議案第 5 6 号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 5 6 号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、今回の改正は、障害者自立支援法の一部改正及び児童福祉法の一部改正に伴い、本町の重度障害者医療費の支給について、所要の処置を講ずるもので、条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表で説明いたします。今回の改正は、第 1 条と第 2 条に分かれ、第 1 条関係の改正は平成 2 3 年 1 0 月 1 日改正と、第 2 条関係は平成 2 4 年 4 月 1 日の改正となっております。

第 1 条関係の第 1 3 条第 1 項の改正は、障害者施設等に入所した場合の特例において、自立支援法の法律が改正されたことに伴い、同法を引用いたしておりますので、今回改正いたしております。

第 2 条関係の改正におきましても、第 1 3 条第 1 項において、法律を引用しておりますので改正いたしております。

第 1 3 条第 2 項の改正は、引用しております児童福祉法において、第 6 条の 2、第 3 項が追加され、該当する指定医療機関が規定されたことに伴う改正でございます。この条例は公布の日から施行し、ただし第 2 条は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 5 6 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 5 6 号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

## 日程第 7 . 議案第 5 7 号

議長（三角 良人） 日程第 7、議案第 5 7 号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安川建設産業課長。

建設産業課長（安川 敏幸） おはようございます。議案書の 7 ページをお願いいたします。

議案第 5 7 号工事請負契約の変更についてでございます。下記工事の工事請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第 1 条の規定により、本議会の議決を求めるものでご

ざいます。

変更前、工事名、内原・大谷線道路改良工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,121万5,000円、請負者、福岡市博多区博多駅東1丁目13番9号、若築建設株式会社福岡支店支店長烏田克彦、契約保証の方法、履行保証保険612万2,000円。条件といたしましては、1、工期、契約の効力が生じた日から平成24年2月15日まで、2、請負金の支払い、原則として竣工払いとする。

変更後につきましては、工事名、契約方法、請負者、契約保証の方法、条件等は変更はございません。請負金7,162万1,550円、約17%の増でございます。増の主な変更理由につきましては、橋梁補強をボックスカルバートに変更、及び地元農区要望の大谷ため池不法投棄防護柵、舗装等の増でございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第57号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号工事請負契約の変更についてを、総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第8．議案第58号

#### 日程第9．議案第59号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第58号町営路線の区域の変更について、日程第9、議案第59号町営路線の廃止について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。安川建設産業課長。

建設産業課長（安川 敏幸） 議案書8ページをお願いいたします。

議案第58号町営路線の区域の変更についてでございます。別紙町営路線の区域の変更をしたので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、旧町営住宅跡地売却に伴い、変更認定を行うものでございます。

議案書9ページをお願いいたします。10ページに箇所図を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。路線番号、その他205、路線名、寺浦2号線、延長985メートル、新149メートルでございます。起点、終点、最大幅員、最小幅員につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。議案第59号町営路線の廃止についてでございます。

議案書 12 ページをお願いいたします。13 ページに同じく箇所図を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。路線番号、その他 204、路線名、寺浦 1 号線、廃止延長 206.1 メートルでございます。同じく、起点、終点、最大幅員、最小幅員につきましては、記載のとおりでございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 58 号及び議案第 59 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 58 号町営路線の区域の変更について、及び議案第 59 号町営路線の廃止についてを総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第 10 . 議案第 60 号

議長（三角 良人） 日程第 10、議案第 60 号第二幼稚園造成工事の変更施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） おはようございます。議案書の 14 ページでございます。

議案第 60 号第二幼稚園造成工事の変更施工について、別紙工事を平成 23 年度及び平成 24 年度に変更施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。今回の変更は、開発の事前協議におきまして福岡県からの指摘事項がございました。これによりまして、工種及び工事量を変更するものでございます。また、変更後に横バーで示しております工事につきましては、その後の建築工事にて施工するように計画を変更いたしましたので、造成工事から削除するものでございます。

15 ページでございます。事業名は、第二幼稚園建設事業、図面番号 1、工事箇所、旅石、工事名、第二幼稚園造成工事、16 ページ、17 ページに変更前、変更後の工事箇所図を添付しております。

工事量、変更前、造成面積 6,793 平方メートル、土工、盛り土 7,267 立方メートル、排水構造物工、自由勾配側溝 687 メートル、溜柵 7 基、擁壁工、L 型擁壁 336 メートル、重力式擁壁 15 メートル、緑地工、張り芝 222 平方メートル、汚水工、下水本管布設 24 メートル、敷地内汚水管布設 149 メートル、給水工、給水管布設 139 メートル、道路工、道路整備幅員 6 メートル、193 メートル、防火水槽設置工、防火水槽 20 トン、1 基。

変更後、造成面積 6,416 平方メートル、土工、盛り土 6,409 立方メートル、排水構造物



工、PU4型側溝185メートル、自由勾配側溝203メートル、溜枘13基、擁壁工、L型擁壁228メートル、重力式擁壁5カ所、緑地工、張り芝削除でございます。污水工、下水本管布設削除、敷地内污水管布設削除、給水工、給水管布設削除、道路工、道路整備幅員6メートル、100メートル、道路整備幅員9メートル、103メートル、防火水槽設置工、防火水槽40トン、1基、地下貯留槽工、地下貯留槽100トン、1基。

事業費、変更前1億円、変更後7,000万円。財源内訳、変更前、一般財源1億円、変更後、一般財源7,000万円でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第60号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号第二幼稚園造成工事の変更施工についてを各委員会に付託します。

#### 日程第11．議案第61号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第61号下水道工事の変更施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第61号下水道工事の変更施工について、別紙工事を平成23年度に変更施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、当初計画より交付決定額の減額に伴いまして変更するものでございます。

19ページをお願いいたします。公共下水道事業、図面番号1番、工事箇所、旅石赤坂地区、工事名、赤坂地区管渠築造工事、箇所図を20ページに添付しております。高速先ミニストップ前より町道柴原線までの県道の歩道内に埋設計画が、県工事のミニストップ前交差点改良工事を来年の工事になるため変更するものです。工事量、変更前、工事長1,016.7メートル、人孔14カ所を変更後、工事長832.8メートル、人孔12カ所に減工するものです。

図面番号2番、工事箇所、上須恵、工事名、上須恵地区管渠築造工事、箇所図を21ページに添付しております。上須恵中園地区から久我美術記念館までの計画を、工事量、変更前、工事長837メートル、人孔22カ所を変更後、工事長607メートル、人孔10カ所に減工するものです。

続きまして、図面番号3番、工事箇所、大島原、工事名、大島原地区管渠築造工事、箇所図を22ページに添付しております。役場前及び公民館付近と熊本橋付近の計画を工事量、変更前、

工事長1,506.4メートル、人孔25カ所を変更後、工事長851メートル、人孔6カ所に減工するものです。

事業費、変更前、4億2,630万円を変更後3億4,160万円に。財源内訳、変更前、国庫補助金1億6,500万円、町債2億3,990万円、一般財源2,140万円を変更後、国庫補助金1億460万円、町債2億2,020万円、一般財源1,680万円です。

減工箇所につきましては、来年度の施工に考えております。

以上、審議方よろしくお願いたします。

議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第61号下水道工事の変更施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第12・議案第62号

議長(三角 良人) 日程第12、議案第62号水道工事の変更施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長(今泉 智明) 議案書23ページでございます。

議案第62号水道工事の変更施工について、別紙工事を平成23年度に変更施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、前議案の61号の下水道工事の変更施工に伴う変更でございます。

24ページをお願いいたします。水道事業、図面番号1番、工事箇所、旅石赤坂地区水道管切りかえ工事、箇所図を26ページに添付しております。変更前、工事長1,151メートルを変更後、841メートルに減工。

図面番号2番、工事箇所、旅石、工事名、旅石地区水道管切りかえ工事、箇所図を27ページに添付しております。変更前、工事長63メートルを変更後、工事長ゼロメートルに。既設管が下水道工事に影響がありませんでしたので、この分を減工するものでございます。

図面番号3番、工事箇所、上須恵、工事名、上須恵地区水道管切りかえ工事、箇所図を28ページに添付しております。変更前、工事長600メートルを変更後、510メートルに減工するものです。

25ページをお願いいたします。図面番号4番、工事箇所、大島原、工事名、大島原地区水道管切りかえ工事、箇所図を29ページに添付しております。変更前、工事長1,193メートルを変更後、706メートルに減工するものです。

24ページにお戻りください。事業費、変更前、1億9,600万円、変更後、1億5,900万円。財源内訳、変更前、国庫補助金800万円、町債2,800万円、一般財源1億6,000万円、変更後、国庫補助金768万円、町債2,300万円、一般財源1億2,832万円です。

以上、審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号水道工事の変更施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

### 日程第13・議案第63号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第63号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書30ページをお開きください。

議案第63号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書をお願いいたします。

補正予算書の1ページでございますが、平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出の補正でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,628万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億736万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加を第2表債務負担行為補正によって説明をいたします。

次の2ページ、第1表歳入でございますが、まず第8款地方特例交付金、これは交付額の確定により減額で436万4,000円の減額でございます。11款分担金及び負担金、それから12款使用料及び手数料、13款国庫支出金、14款県支出金につきましてはいずれも収入見込み額による増額の計上でございます。15款財産収入につきましては、2項財産売り払い収入で町営住宅跡地等の不動産売り払い収入1億2,054万6,000円を計上いたしております。

17款繰入金は財政調整基金からの取り崩し額の減額で、マイナスの1億5,200万円ござ

います。19款諸収入は、3項雑入において福岡県市町村振興協会からの助成金1億円並びに福岡県町村会からの助成金1,000万円などの追加補正をいたしております。

次の3ページでございますが、歳出でございますが、全体を通してさきの人事院勧告の実施と4月の人事異動に伴う職員人件費の調整を行っております。それ以外の主なものを申し上げますと、2款総務費1項総務管理費については、歳入の不動産売り払い収入の財政調整基金への積み立て1億2,054万6,000円等の追加計上でございます。3款民生費1項社会福祉費は、国民健康保険特別会計の繰出金2,286万7,000円の増額等でございます。第2項児童福祉費については、第二幼稚園造成工事費の減額、マイナスの5,800万円等の減額でございます。第6款農林水産業費第1項農業費につきまして、水田農業構造改革対策の補助金605万9,000円などの追加計上でございます。10款教育費2項小学校費においては、第二小学校学級数の増加に伴います経費として760万円の追加計上等でございます。

次の4ページ、11款災害復旧費は、1項農林水産業施設災害復旧費において東原林道佐谷観音谷地区災害復旧工事費として580万円の追加などを計上いたしております。

次に、5ページをお願いします。第2表債務負担行為の補正でございますが、追加といたしましてコミュニティバス運行事業、期間、平成24年度から26年度まで3カ年、限度額3,600万円、住民記録システム及び関連システム改修業務委託、平成23年度から25年度まで3カ年、限度額2,200万円、これは住民基本台帳法の改正により現行の外国人登録制度が廃止されまして、外国人住民についても住基法の適用対象内となり、住民票を作成することとなるため、電算の住基システムを改修するものでございます。最後に、第二幼稚園造成工事、平成23年度から平成24年度まで限度額7,000万円。以上の債務負担行為を新たに設定するものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第63号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正・副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

再開を 11 時 10 分といたします。休憩に入ります。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第 1 4 . 議案第 6 4 号

議長（三角 良人） 日程第 1 4、議案第 6 4 号平成 2 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 補正予算書の 3 4 ページをお願いいたします。

議案第 6 4 号平成 2 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,786 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 30 億 2,501 万 8,000 円とするものでございます。款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正により説明いたします。

3 5 ページ、歳入ですが、3 款 1 項国庫負担金 2 項国庫補助金及び 6 款県支出金 2 項県補助金の補正は、歳出の一般被保険者療養給付費と高額療養費を補正いたしておりますので、その財源として各補助率で計上いたしております。また、国庫補助金の財政調整交付金において、歳出の財源として収支の調整を本年度財源不足で調整いたしております。8 款 1 項他会計繰入金の補正は、歳出の 9 款諸支出金の療養給付費還付金の財源と職員の給与費等の増によるものでございます。10 款 3 項雑入ですが、一般被保険者と退職被保険者の第三者納付金で 11 月までに納入された金額を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。歳出ですが、1 款 1 項総務管理費の補正は人件費の補正と、委託料においては 2 4 年度より国民健康保険証のカード化を計画いたしておりますので、今回補正をいたしております。2 款 1 項療養諸費 2 項高額療養費の補正は、3 月までの医療費の見込みにおいて予算に不足が生じますので、追加補正いたしております。9 款 1 項償還金及び還付加算金の補正は、2 2 年度の実績に基づく療養給付費負担金の精算金を補正いたしております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 6 4 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

#### 日程第15・議案第65号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第65号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 45ページをお願いいたします。

議案第65号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億3,916万1,000円とするものでございます。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

46ページをお願いいたします。歳入ですが、4款1項他会計繰入金の補正は、人件費が減額されておりますので、事務費繰入金を減額し、23年度の保険料の軽減分が確定しておりますので、保険基盤安定繰入金を減額いたしております。5款1項繰越金は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回計上いたしております。

次のページ、歳出ですが、1款1項総務管理費の補正は人件費の減額補正でございます。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正は、22年度分の保険料において23年4月、5月に納入された保険料を23年度に広域連合に納入するため補正いたしております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第65号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

#### 日程第16・議案第66号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第66号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 別冊の補正予算書 52 ページをお願いいたします。

議案第 66 号平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9,575 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 6,089 万 1,000 円とする。2 項、款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第 2 条、地方債の変更は第 2 表地方債補正による。

53 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出補正、歳入の主なものは、3 款 1 項国庫補助金補正額マイナス 6,040 万円は国庫補助金の確定に伴う減額でございます。5 款 1 項他会計繰入金補正額マイナス 704 万 5,000 円は一般会計繰入金の減額です。6 款 1 項繰越金補正額 311 万円は前年度の繰越金、繰越額が確定しましたので、増額補正するものです。7 款諸収入 2 項還付消費税補正額マイナス 202 万 5,000 円は、前年度の還付消費税の確定による減額補正でございます。4 款雑入補正額マイナス 1,000 万円は当初、流域下水道維持管理負担返還金を見込んでおりましたが、前年度で完納済みのため減額するものです。8 款 1 項町債補正額マイナス 1,940 万円は工事量の減に伴う減額でございます。

54 ページをお願いいたします。

歳出、主なものは、1 款 1 項総務管理費補正額マイナス 1,013 万 1,000 円は、汚水量の見込み量の減によるものでございます。2 款 1 項下水道事業費マイナス 8,473 万 8,000 円は、議案第 61 号の工事量の減に伴うものでございます。3 款 1 項公債費補正額マイナス 88 万 7,000 円は、町債借入額の減に伴う減額でございます。

55 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正、1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前、限度額 2 億 3,990 万円を変更後、2 億 2,020 万円に変更。工事量の減に伴うものでございます。資本金平準化債公共下水道分、変更前、限度額 3,270 万円を変更後、3,300 万円に変更。前年度の借入額の確定による増額でございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はありません。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 66 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 66 号平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を総務建設産業委員会に付託します。

### 日程第17・議案第67号

議長（三角 良人） 日程第17、議案第67号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 62ページをお願いいたします。

議案第67号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ135万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ9,649万円とする。2項、款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

63ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入、主なものは3款1項他会計繰入金、補正額37万5,000円、一般会計からの繰入金の補正です。4款1項繰越金、補正額98万4,000円、前年度の繰越額が確定しましたので、増額補正するものです。

64ページをお願いいたします。歳出、主なものは2款1項農業集落排水事業補正額140万円は、上の原処理場の跡地利用計画資料作成業務委託料の増額でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第67号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

### 日程第18・議案第68号

議長（三角 良人） 日程第18、議案第68号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 69ページでございます。

議案第68号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。支出、第1款第1項営業費用補正予定額68万8,000円は人件費の補正です。第2項営業外費用補正予定額マイナス12万3,000円は、借入債の額の確定による補正でございます。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入第2項企業



債補正予定額マイナス500万円は、石綿管改良工事に伴う接続工事が起債対象と認められないため減額するものでございます。3項国庫補助金補正予定額マイナス32万円は、補助金確定に伴う減額でございます。支出、第1款資本的支出第1項改良費補正予定額マイナス3,700万円は、議案第62号の水道工事の変更に伴う減額でございます。資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額1億5,029万8,000円は損益留保資金で補てんするものとする。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

#### 日程第19．健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出について

議長（三角 良人） 日程第19、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案議員の説明を求めます。2番、百田輝子議員。

議員（2番 百田 輝子） 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書（案）について、会議規則第13条の規定により、三上議員を賛成議員として提出します。

この「健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書」については、福岡県町村議会議長会から県下各町村議会へ要請されたものであり、また、本町においても保険税の確保が困難になる反面、医療費の高騰により、厳しい財政運営を余儀なくされていることから、国に対して、国民が安心して医療を受けることができるよう国庫負担の引き上げを行う等、健全な国民健康保険制度の構築を図ることを強く要請するものです。

審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。本意見書の取り扱いについて、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出については、文教厚生委員会に付託し、その取り扱いの審議をお願いします。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、12月13日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時27分散会

---

平成23年 第4回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成23年12月13日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

平成23年12月13日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第69号 工事請負契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第69号 工事請負契約の締結について

---

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 平山 幸治

---

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・平松 秀一	理事(出納課)・・・・印藤 勝人
理事(健康福祉課)・・吉松 清	理事(教育次長)・・安河内 亮三
総務課長・・・・・・・・今泉 俊裕	まちづくり課長・・・・吉松 良徳
税務課長・・・・・・・・百田 順二	健康福祉課長・・・・畑江 達也
上下水道課長・・・・今泉 智明	建設産業課長・・・・安川 敏幸
住民課長・・・・・・・・安部 健一	建設産業課付課長・・・・安河内 久人
子ども教育課長・・・・稲永 修司	子ども教育課付課長・・・・猪股 清貴
社会教育課長・・・・川津 政文	総務課課長補佐・・・・満行 誠
監査委員・・・・・・・・百田 清二	

午前9時00分開議

議長（三角 良人） これから本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の経過報告をいたします。

12月12日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議をいたしました。

工事請負契約の締結について議案が1件追加されており、総務建設産業委員会に付託を予定しております。これは、第二幼稚園造成工事の分でございます。

また、全員協議会を、13日本会議終了後、特別会議室で開催いたします。よろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

#### 日程第1．一般質問

議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。14番、原野敏彦議員。

議員（14番 原野 敏彦） おはようございます。一昨日、須恵町体育協会40周年記念祝典が盛大に行われました。関係各位の日ごろの努力に敬意を表するところでございます。おめでとうございます。

今回は、災害に備えてということで一般質問させていただきます。

東日本大震災により亡くなられた方々に、深く哀悼の意を表すものとともに、御遺族の皆様にお悔みを申し上げます。また、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

地方自治体は、国の防災基本計画をベースに、国に先駆けて見直しを着手したところがございます。それぞれ地域の実態に応じた地域防災計画が求められています。国は、防災基本計画を大幅に修正し、また地域防災計画を見直しへと進んでおります。

3月11日に発生しました東日本大震災は、昨日現在で1万5,841の方が犠牲になりました。また、3,490の方がいまだに行方不明であります。また、33万2,691の方が、現在避難されたり転居をされておるところでございます。

「天災は忘れたころにくる」といわれますけれども、時と場所を選ばず襲ってくるのも自然災害でございます。そのとき、そばに家族など頼りになる人がいるとは限りません。もしもの場合、子供やお年寄りさえも、自分の命は自分で守るという意識のもとにとっさの判断と行動が求められる場合がございます。今回の大震災は、私たちにそれを思い知らされたものではないでしょうか。

地震列島ともいわれる我が国では、自然災害から身を守るにはどうすればよいか、大地震では家屋の倒壊等で火災も予想されます。揺れが収まったら、避難するというのが鉄則でございます。

そこで、須恵町の第5次総合計画の施策の大綱を読んで、「安全・安心として快適に暮らせるまちづくり、消防、防災、危機管理対策の充実」とあります。「災害に強い、安全・安心のまちづくりに向けて、ハード、ソフトの充実により、消防力や緊急時の対応能力を高めるとともに、防災危機に対する町民の意識の向上を図ります」ということでございます。そこで、須恵町の防災体制の現況をお尋ね申し上げます。

また、地域あるいは組合ごとの避難場所の行く経路の訓練がなされているか、須恵町には訓練場所の指定はございます。その場所へ行くのに訓練がなされているかです。

12月4日には、第一小学校校区コミュニティで、安全・安心委員会が組織され、防火訓練が行われたと聞いております。また、行政区で防災資材を確保している区があるのかどうか、第2点でございます。

3点といたしまして、学校別での生徒の避難訓練体制が確立しているかをお尋ねいたします。

先の地震で、岩手県釜石市も壊滅的な打撃を受けましたが、市内14の小学校の校内にいた児童生徒約3,000人は、全員が無事でございます。児童のまた7割にあたる74人が死亡し、行方不明となった宮城県石巻市の大川小学校など、多くの子供たちが犠牲となりました。この釜石市のケースは、まさに奇跡といいと思います。子供たちの命を守るに大きな役割を果たしたのが学校活動で、積極的に取り入れた防災教育だとあります。そこで、防災教育を行っているのかもお尋ねいたします。

附則になりますけれども、11月29日、城山区を最後に全行政区を訪問され、町づくり懇談会が開催されました。担当課長様、関係者の方は大変お疲れだったと思います。地域のさまざまな質問や課題が出されたのではないかと思います。このような時期ですので、各行政区から防災、防犯の取り組みについて発言がなかったかもお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） まず、今泉総務課長に答弁を求めます。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。最初に私のほうからお答えさせていただきます。

3月11日に発生いたしました東日本大震災によりまして、議員各位を初め、住民の皆様方の災害に対する不安はいかばかりかと推察する次第でございます。

今回の大震災は、自然が私ども人間に与えた試練ではなかろうかというふうに思っております。その中から何を学び、それをどう生かしていくかということが今一番問われているのではないかと思います。特に自治体はこの試練から多くのことを学んで、課題を的確に把握し、対応、対策を展開していくことによって、安全で安心なまちづくりを推進していかなければならないと考え

ております。

このたびの東日本大震災と同様、多くの被害者を出しました、平成7年の阪神淡路大震災におきましては、生き埋めや瓦礫に閉じ込められた方の中で、救出された方のうち、自力で助かった方が34.9%、家族に救助された方が31.9%でございますが、隣近所の人から助け出された方が28.1%と意外に高い割合を占めてるという統計が出されております。

災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐときにいわれますことは、自助、公助、共助といういわゆる三助でございますが、自助は言うまでもなく、自分の身の安全は自分で守る、公助、公の助けは、行政、消防、警察の対応、そして共助、ともに助ける。普段から顔を合わせている隣近所や地域の方々が協力し合うことでございます。一般的に災害時には、これが自助7割、公助1割、共助2割といわれております。その中で、特に副議長おっしゃいますように、これからは共助、地域の防災力、地域での防災体制の強化が非常に重要になってくると思います。

そこで、御質問の地域での防災体制の現状と取り組みでございますが、まず、防災活動の推進ということからお答えをさせていただきますと、毎年、消防団の防災訓練に合わせまして、各区に合同での参加をお願いしておりますし、また行政区単独でも、家庭用消火器を使った初期消火、消火栓、消火ホースを使用した消火訓練を行っております。

また、災害シミュレーションの図上演習ということで、全行政区にこの希望を募りましたが、現在のところまで藤浦区、佐谷区において、大雨による水害、土砂災害を想定した図上訓練を、福岡県消防防災課の協力のもとに実施をいたしました。それから先ほど副議長おっしゃいましたように、今月4日には第一小学校校区、すこやかコミュニティの事業の一環として、消火器の訓練、それからAEDの実演等が行われているようでございます。

今回の震災を受けまして、防災意識の高まりから私どもも、このような訓練の実施に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、いわゆる災害時の弱者に対して、地域の中で気象や災害の情報を伝え、避難所へ迅速かつ確実な誘導の支援を受けられる体制を整備するために、本年3月までに、要援護者避難支援プランというものを策定いたしまして、今後は個別計画と申しますが、要援護者とそれを支援する方の登録、台帳整備の段階に入ってまいりますわけですが、現在、健康福祉課が県の補助を受けて行っております、地域支え合い事業の見守り事業に合わせまして、対象者の情報の一元化管理とJIS地理情報システムと合わせまして支援システムの構築を考えております。

次に、災害時の行政区の防災、機材の状況ということでございますが、御存じのとおり、本町におきましては、昨年、国の地域活性化経済対策臨時交付金を活用いたしまして、防災の拠点施設としての須恵町防災センターを建設いたしました。この中には、災害時に必要な資機材、備蓄

非常食、それから消防庁から無償貸与を受けております救助資機材等を備えております。その上で、豪雨の際の道路の冠水によりまして、車の通行が分断された場合に対処するため、西側地区の拠点として飛越分団格納庫裏の倉庫に土嚢420袋、その他資機材を備えておりますし、土嚢につきましては、佐谷、上須恵、甲植木、新原消防団格納庫にも備えております。

各行政区にそういうふうな防災用品ですか、そういうものをおきましても災害時に実際に実働部隊としてそれを運用してまいりますのは消防団でございますので、現在申し上げました防災センターを初めとした各消防分団格納庫等での施設での備品の備蓄が適当であるかと考えております。

それから、最後に行政区まちづくり懇談会のお話でございますが、佐谷区におきまして、自主防災組織のお話がありました。御存じのとおり、佐谷地区は昭和48年のあの大水害の際に甚大な被害を受けられた地区でございますので、防災に対する意識が非常に強い地区でございます。その懇談会の中で、自主防災組織の結成についてのお話がありました。本当にありがたい話でございます。自主防災組織につきましては、今後重要な課題としてとらえておりまして、先ほど副議長もおっしゃいました第5次須恵町総合計画の基本計画、施策の大綱の中でも、地域による自主防災組織づくりの支援をうたっておりますが、今後具体的に結成に向けてのお話が進んでまいりましたら、行政としても協力させていただきたいということをお答えしております。

私のほうからは以上であります。

議長（三角 良人） 次に、平松教育長。

教育長（平松 秀一） おはようございます。

学校別の避難訓練の確立ということで御質問いただいたわけでございますけども、この避難訓練につきましては各年度の教育指導計画の中に盛り込み、実施しております。お手元のほうに資料配布させていただいているかと思っておりますけども、内容についてはそのようになっております。

特に、当教育委員会が使命として思って、各学校とかいろんな現場に対して指示申し上げていることが、幼稚園、保育所、小学校、中学校のみならず社会教育全般において災害等が発生したときに、まず第一次的に人命を尊重した対応をとるということで教育委員会内の体制をとっております。

お手元の資料について若干御説明申し上げますが、災害に対応につきましては、当町においては火災、風雨、地震を想定した災害体制をとっております。当教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校、中学校が主な対応先となりますが、保育所ではお手元の資料のとおり毎月1回避難訓練を実施しております。また、消防署から講師を招き、危機管理対応の研修会を開催しておりますし、職員による消火訓練も実施しております。合わせて、消防署の見学も取り入れております。

幼稚園では、年5回の避難訓練を実施しており、火災と地震とわけて実施しております。内容

は、保育所と同じく消防署から講師を招き、危機管理に備える講習会を実施し、保護者会との連携による非常時のお迎え訓練も実施しております。あわせて保育所と同じでございますが、消防署での見学も取り入れております。

小学校では、年に2回、火災と地震に対応した避難訓練を実施しております。消防署から講師を招き、火災、地震に対応した講習会を実施しております。また、それぞれの学校の取り組みとして、第一小学校では、不審者対応として警察署から講師を招き、危機対応講習会を開催しており、第二小学校では、代表児童による消火訓練、第三小学校では初期消火訓練として、職員の消火器を使った消火訓練を実施しております。

中学校においては、年に1回、地震と火災を想定した避難訓練を実施しております。合わせまして、当教育委員会の取り組みといたしましては、災害発生時に役場内、防災本部と連携をとり、まず第一に園児、児童、生徒の安全を確保する対応を迅速に学校側に通達し、徹底させるよう災害時の業務を遂行しております。合わせまして、風雨災害や地震災害においては教育施設が各地域の避難所となる関係上、防災本部との連携を重要公務としながら、安全確保に努力しております。

以上でございます。

議長（三角 良人） 原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） 先ほどの総務課長のお話で、行政区佐谷区、藤浦区がそういうふうな訓練をやっているというようなことをお聞きしました。資材におきましては、何分団かがそれを保有しているということでございますけれども、消防団も大した、大したじゃない、人員の少ないということで、有事のときはそこまでするとは限りませんので、行政区の方々と連携をとった訓練等も、消防団の方々と一緒にやっていただきたいという要請をいたしたいと思っております。

それと、防災資材の件ですけれども、やはり須恵町、須恵川があるわけです。あその氾濫が1番多いということで、その川沿いの行政区、佐谷、上須恵、須恵、甲植木、旅石だったかな、そういうところにも、せめてやっぱりそれだけの防災資材を置くような倉庫を持っていただきたい、1番大きいのは須恵町の防災センターにあるんでしょうけれども、有事のときにはやはりここまでこれないというようなこともありますので、その充実した施設をつくっていただきたいと思っております。

また、そこで避難場所への行く経路、行政区で、その訓練がなされている行政区は本当に少ないんだと、せっかく須恵町には避難場所とする施設を保有しているわけですけれども、せめて、9月1日の防災の日ぐらいは、須恵町をあげてといいますか、わけてでも結構ですけれども、避難経路、場所に行く経路の訓練をなされたらどうかとは思っているんですけれども、その辺はまた、検討していただきたいなあと考えております。



昨年、消防団が全国大会に出場したわけでございますけれども、防災組織においても、福岡県1位になるような、そういうふうな町になっていただきたいという思いもございますし、先ほど言いました行政と消防団との連携をした訓練をすることにおいて、これだけやっぱり今防災、震災のおかげでは皆さん関心をもってありますので、組合の加入率がこれでふえるんじゃないかなという、微々たる予想もしているわけでございますけれども、そういうことをする上において、須恵町、町がやっていることを町民の皆様方に、一緒に行動したいというようなことも思っておりますけれども、その辺で、場所に行く経路の訓練等で、その地域の消防団に対し、私の要請で消防団にそれができるのかどうか、お尋ね申し上げます。

総務課長（今泉 俊裕） 先ほど申しました訓練に合わせまして、これからはそういった、避難所への確実かつ迅速な避難の訓練ということが必要になってこようかと思っておりますので、今後、そういうふうを考えていきたいと思っております。

それから、組合の加入率がありますので、続けて懇談会の中で、特に組合の加入率が低いということでの行政区の課題が出されたわけですが、逆にこういう機会をとらえまして、組合に加入しているメリットのということで、こういう一応有事の際での助け合いにつながっていくことで、組合加入の促進という話も出ております。

以上でございます。

議員（14番 原野 敏彦） はい、ありがとうございます。

議長（三角 良人） 原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） そこで総務課長から、行政区訪問されたときのまちづくり懇談会ということで、担当課長、まちづくり課長も出席されたと思いますが、何かそういうふうな観点で意見が出ましたら、意見を求めたいと思っております。

議長（三角 良人） 吉松まちづくり課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） 先に、総務課長のほうから答弁がありまして、重複するところもあるかと思っておりますけれども、10月11日から11月29日までの約2カ月間をかけて、町内20行政区すべて訪問させていただきました。議員、皆様方、また職員、住民の方々、延べ767名の参加をいただきまして、無事終了したことをまずもって、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

この懇談会でございますが、原野副議長仰せのとおり、23年度から今後15年間、10年間を一つのスパンとして、第5次総合計画がスタートしました。その中で、なかなか住民の方々に町の施策だとか、まちづくりの方向性というものを周知する機会が少ないということで、行政としては当然、その義務と責任を果たす意味から今回の懇談会を計画したわけでございます。また合わせて、各行政区が掲げているような課題、問題点、いわゆるまちづくりの基盤となるのが行

政区でございますので、そういったものに対しても、町としてどのように協力できるかというのが今回の懇談会の1番の狙いでした。そういったあらゆる御意見を斟酌しながら、今後の段階に進んでいこうということでございます。

今回の懇談会の主な協議の柱といたしましては、組合加入率の低下の問題、また、高齢社会を迎えての取り組みですね、今後の取り組み、また、社会教育でいう子ども会育成会のあり方、また、校区コミュニティの方向性、最後に、議員ご質問の防災、防犯計画などが、主体的に協議されたわけでございます。

この防災計画でございますが、総務課長の答弁の中にもありましたように、自主防災組織の結成は喫緊の課題であるというふうにとらえております。防災計画を行政区単位、また小学校区単位で行うのかということは、まだ、そのエリア的なものは決まっておられませんけれども、この防災計画、防犯に関する、かかわる計画を一つの手段、方策として、懇談会の中で出されたようないろんな課題、これも解決の糸口になるのではないかとこのように考えております。

今回、懇談会を開催して、早急に解決できるというものは少ないかもしれませんが、今後も各行政区からの要望、要請に応じて、必要に応じて、今年度だけでなく、来年度以降も続けていきたいというふうに考えております。

また、今回の懇談会のまとめができていますか、報告書を現在作成いたしております。これが出来上がり次第、議員への皆様方にも渡したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 私には質問が来ておりませんが、将来計画的なことが質問の中にありましたので、ちょっと総括してお答えをしたいと思いますというふうに思っております。

「天地人」という言葉がありますが、天の時、地の利、人の和、いわゆるこういうことを意味しておるわけでございます。天の時というのは、幸運がありますし、今回のような不運があったりもします。いわゆる地の利というのは、私どもは意外と災害に強い町、48災という災害がありましたけれども、意外と災害に強いようなことでございます。人の和というのは、今回の東北の震災のように絆、今回の漢字一文字で表すのが「絆」ということになりましたが、要するに絆であろうと、コミュニティであろうというふうに思っておるわけでございます。

それで、防災倉庫をつくればという話でございますが、志免町は旧格納庫にそういうことをやっておりますが、本町では地域活性化の交付金を利用して、役場の駐車場に念願の防災センターができました。そのときに、飛越分団も格納庫をつくりまして、横に防災倉庫をつくりました。というのは、本町は真ん中に須恵川が走っていると、それによって、須恵川がいわゆる、決壊いたしますと分断される可能性があるということで、集中して1カ所にとということでは難しい問題

があります。西側地区、東側地区に1カ所と。

それからもう一つ、農集の上の原、いわゆる浄化センター、農集を公共下水道につなぐということで、いわゆるその後の利用方法として、防災の機材をそこに集中して置くということも考えております。

それからもう一点の避難の経路という問題でございますが、本来ならばちょうど防災、避難のしるしをずっとつけたときに、各家庭に配ったんですが、今回それが少なくなりましたので、各家庭に配ろうといたしましたが、3.11の東日本の震災によりまして、防災計画の見直しが国のほう、県のほうであっております。これが、やはり決定次第、新たにまたその順路、あるいは避難箇所というのを全戸配布したいというふうに考えております。

議長（三角 良人） 原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） ありがとうございます。

今まで申しましたとおり、須恵町の町民がやっぱ意識を持たないといけないというのが1番課題だろうと、この意識を持って、そういう行政からの指示といいますか、そういうふうな訓練があるときには、意識の向上を図るとありますので、町民も一緒になって、自分の身は自分で守るということでございますので、よければ9月1日防災の日に訓練をする、その前に各、全体になりますと大変ですので、組織として、組合として、そういう組織もつくって頂けたらいいなということで、要望といたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（三角 良人） 9番、今村桂子議員。

議員（9番 今村 桂子） おはようございます。9番、今村桂子です。

先日の、各区を回るまちづくり懇談会では、時間外にもかかわらず、職員の方には大変、お世話をおかけいたしました。また、第1回ということで、これからも第2回、第3回と続けていていただきたいと思います。757名の参加があったという報告がございまして、いろんな地域の課題が出たと思いますけれども、これからもそういう意見を吸い上げて、町政に生かしていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、コミュニティバスについての質問をいたします。

以前の福祉バスの用途を拡大するために、コミュニティバスに名称を改め、路線と時間帯を一部変更して、実証運行が22年2月1日からスタートいたしました。4月1日から有料化となり、ワンコインの100円で誰でもが乗れます。その間、地域活性化、生活対策臨時交付金制度を利用して2台のバスを購入いたしました。皆さんご存知の水色とピンクのバスが町内を走っています。コミュニティバスの運行等に関しては、須恵町地域公共交通活性化協議会で議論をされてき

ました。

今回の私の一般質問は、2年に及ぶコミュニティバスの実証運行も最終段階に差しかかり、4月から本格運行にするのか、3月までに結論を出すためにそろそろ実証を行う時期に来ていると思い、現状、利便性、採算性などを考慮して、さまざまな運行実験をし、もっとも望ましい体制で本格運行に移行してほしいとの思いから質問し、本格運行に移行するかどうかの協議会や町長の考え、今後の予定を問うつもりでございましたが、当初本会議における町長報告で、協議会の結論として本格運行が決定したとの報告がございました。そこで、今回は通告の範囲内で、当初予定の質問とは内容が変わると思いますが、数点質問いたします。

現在、5路線で運行しておりますが、まずは路線別利用者数で総利用者数、1日平均利用者数、使用バス停の利用者数、乗り継ぎの状況など、利用状況についてお答えください。

次に、バスの運行時刻について質問をいたします。住民の声で最も利用したい時間帯は、朝の他の交通機関との乗り継ぎや役場、オイコスなどの公共施設、病院などに行くために10時までには目的地に着きたいということです。現在のダイヤでは、佐谷・上須恵線、新原・川子線では、10時までに全路線の接点である町の中心部にある福祉センターに到着せずに利用しにくいとの声もでています。また、運行当初は防犯を考え、部活の子供が利用できるように、運行時間や停留所を工夫するとのことでしたが、バスの時間帯は部活の終了時間に対応しているのでしょうか。子供たちの利用状況はどのようになっておりますか。

当初は、通勤、通学時、幼稚園送迎時、部活の子供の帰宅時等の運行に利用できないかを考慮して、検討すると言われていましたが、利用できる時間帯に運行していないのが現状ではないでしょうか。朝の時間帯などの見直しが必要だと思っておりますが、今後の改善について質問いたします。

次に、停留所、運行ルートについてですが、町民の方々の利用が多いのが、駅などの乗り継ぎ、買い物のためのストア、病院、公共施設、学校などです。町内の使用拠点、交通接点へのアクセス向上、利便性は計られていますか。買い物難民という言葉が最近よく耳にしますが、高齢者のためにストア内にバスを乗り入れるなどの対策にも力を入れていただきたいと思っております。例えば、ビーンズなどは駐車場も広いので、店との話し合いで、店の利益にもつながるのでバスの乗り入れの交渉もできるのではないのでしょうか。また、中学校や小学校に、もう少し近くにバス停を持って来れないのでしょうか。現在、2台のバスで5路線を運行していますが、1時間に1本運行できない状況です。須恵町には3つのコミュニティがあります。バスが3台あると、各コミュニティを3路線で巡回でき、時間も短縮され、運行本数もふえます。経費の問題もあると思っておりますが、バスをもう1台ふやすお考えはありますか。その場合、バス購入に補助金ないし交付金の活用はできますか。

最後に採算性について質問いたします。

バスの経費、国や県からの補助金、バスの運賃収入などの支出、収入の金額はどうなっていますか。コミュニティバスは支出の50%の収入があればほぼ成功だといわれていますが、現時点では何%ですか。先日、全コースのバスに乗ってみました。時間帯にもよりますが、1名から4名ほどで、ほとんど空気を運んでいるような状態でした。今の運行状態ではそれほど多くの人利用しているようには見えませんが、町民の利便性に応えたものにしていかなければ、利用者はふえないと思います。そこで、来年4月まで残り4カ月を切りましたが、この間、今までと違う運行が予定されていますか、などについてお答えください。

議長（三角 良人） まず、吉松まちづくり課長に答弁を求めます。

まちづくり課長（吉松 良徳） まず、コミュニティバスの運行の基本方針でございますが、町内の使用拠点、交通結節性のアクセスを向上させ、利便性の向上を図るというのがあります。2点目に、町内使用公共施設を中心とした拠点を整備し、公共交通の利用性向上を図る。3点目に、公共交通による交通弱者を初めとした、町民全体の外出機会の増加を促進させ、社会参加の支援を行う。最後に、わかりやすく、だれもが気軽に安心して利用できるようにするという、この4点がコミュニティバスの基本方針でございます。

次に議員御質問の、コミュニティバスの利用状況でございます。

平成23年、10月の1カ月間では全5路線中で、1日当たり平均134.9人、一月では4,182人、1年間で4万6,512人の利用がありました。全路線ともに福祉センターバス停の利用が、一月に3,253人と最も多く、ついでスーパーサニー前の赤坂バス停、川子地区公民館のバス停の利用が多くなっております。また、JRや西鉄バスなど、他の公共交通機関との結節点のバス停では、須恵駅、新原駅口、須恵町役場のバス停利用者が多く、特に須恵町役場バス停の利用者が増加傾向になっております。

運行ダイヤの見直しにつきましては、病院や買い物、他の公共交通機関への乗り継ぎ、福祉センター利用者への利便を検討し、新たに朝8時台の佐谷・上須恵線、新原・川子線の2路線を計画いたしております。通勤や通学に利用できる朝7時台につきましては、西鉄バスとの競合性もありまして、運行予定はありません。また、幼稚園、学校関係につきましては、現在のところコミュニティバスでの運行予定はありません。運行計画はありませんが、当然、活用を前提に今後教育委員会において協議、検討されるというふうになっております。

スーパーなどの買い物施設への乗り入れにつきましては、敷地内での事故に対する問題や駐車スペース等の問題があるので、計画はしておりません。

校区コミュニティ単位の三台体制の可能性につきましては、現状では考えておりませんが、将来的に住民の方々やコミュニティからの要望があれば、バスの購入と合わせて大幅なルートやダイヤ改正に見直しが必要となってくるので、慎重に検討したいというふう考えております。

また、バスの購入に関する補助金でございますが、国の地域公共交通確保維持改善事業、また、福岡県生活交通確保対策補助金があるわけですが、申請をしてもなかなかその年によって補助金の額が変動したり、また、交通過疎地域が優先となるため、非常にタイミング的にも難しいものがあります。福岡県といたしましても、今、この公共交通のあり方というものの会議を盛んに開催されておりますけれども、まだまだ福岡都市圏というのは、この公共交通の利便性がいい地域性ということで、なかなか補助金がつきにくい地域ということがあります。どちらかということ、京築地区だとか南筑後地区の、路線の減便、廃止の地域が優先されるということでございます。

採算性につきましては、年間の運行経費が1,500万円程度かかっております。収入は、実証運行の当初より小学生以下と65歳以上を無料としていますので、年間70万円程度の運賃収入と流動的な国の補助金があり、採算は取れておりません。24年度からの本格運行に向けて、商工会を初め、企業や各種施設などに協力をお願いし、広告事業収入等を検討しているところでございます。

今後の運行計画につきましては、先月末に開催されました、須恵町地域公共交通活性化協議会と交通会議において、来年4月より市町村運営有償運送として、本格運行をすることが決定いたしました。バス路線につきましては、現行での運行を基本に、運行上の都合で軽微な路線変更を3カ所、路線内での新たなバス停3カ所の設置を計画しています。福祉センター着の時間やJR、西鉄バスの乗り継ぎができるような時間もできる範囲で対応し、それに伴い、ダイヤも全体的に微調整いたしております。変更の周知につきましては、今後町のホームページ、また広報等で掲載し、住民の皆様方にお知らせしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三角 良人） 次に、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをしたいと思います。今、まちづくり課長のほうから、項目に沿って詳しく説明をしたとおりでございます。2年間の実証運行の中で、いわゆる町民の利便性というのを最優先に考えたわけでございますが、既得権益というのがあります。非常に難しい。その、交通活性化協議会の中にも運行主体をしております西鉄バスとか、そういう人たちが入ってこられておまして、特に他の公共交通機関、いわゆる西鉄との交通接点はいいいわけですが、例えばJRとの結末点をその時間帯に設けろうとすると西鉄の反対があるというようなことでございますし、早朝の通勤、通学、そういったときに路線、いわゆるバスを走らせようとする、いわゆる西鉄の収益との問題の中で、非常に抵抗があるということで、現在のところ7時台は設けておりません。8時台ということになりますと、通勤、通学には不向きということでございますが、非常にこの既得権益というのがある、難しゅうございます。

また、交通接点で買い物難民の救済等もあって、質問の、いわゆる駐車場内の乗り入れ等もあ

りますけれども、これもいわゆる警察等の問題からしても、そういうことは認められておりませんし、やはり周辺にバスカットを設けて、あるいは西鉄のバス停と併用した形で、その駐停車のスペースを設けていくというようなことしかないわけでございます。いろんなしがらみ、制約の中で、要望とあるいは私どもの思いと若干食い違う。その収益となりますと、我々の要望する路線が、いわゆる開設できればもう少し収益も上がっていくというところでございますけれども、先ほど言いました既得権益とのしがらみの中で、それが難しいと。採算性がある路線であれば、それはいわゆるその事業者が、バスを走らせるということになって、我々はいわゆる採算性を度外視した形、町民の利便性、足の確保という部分をやはりしていかなければならない。だから公がやる場合は、いわゆるビーバイシーっていいですか、その対費用効果を考えてやるというのは、非常に難しい部分があるわけでございます。国鉄がJRになって採算性が合うようになりましてけども、国鉄の間は運送業以外の他の業者はほかにあってはならないとか、いろんな制約が絡んで赤字になっておるわけですが、JRという民営化になりまして採算性が合うようになってきたというは、既得権益であったり、いわゆるそういう事業の制約というものがあるわけで、私どものほうは、いわゆる緑ナンバーの営業バスじゃなくて、白ナンバーで、だから今度も走らせるというようないろんな制約がかかってきております。3台体制という話もありましたけれども、現在、1周、5路線の1周約30分で一回りしておるわけでございますので、2台ありますと大体1時間で回って、1路線が若干おくれるというようなことで、今、課長のほうが申しましたようにダイヤを変更して何とかしたい。しかしながら、近隣地も近いところの人は歩いていただいて健康保持のためにもということで、若干不便を感じさせているというところもあるようでございます。また、バスについても大体1台2,000万円ぐらいいたします。当初の時点では、約半分が補助金で、1,000万円の補助ができましたのでよかったですけど、2台目になりますと、もう580万円しか補助金がきておりません。3台目になりますと、また若干下がるんじゃないかという懸念もされますし、今、代車を1台置いて3台ではしておるわけですが、路線としては今、2台のバスで運行をさせております。それから、西鉄バス自体も須恵町内は赤字ということで、御存じのように315万、年に1回西鉄バスに補助金を出して運行させてるという状態でございます。その中のまた採算性の合わないところを我々が交通弱者のために提供することですから、採算性については非常に難しい問題がありますが、しかしながら、極力採算性が合うように努力していきたい。あるコミュニティバスでは黒字経営もやっているところがあるわけですので、何とかしていきたい。

それから、病院とか学校、公共施設との接点でございますが、例えば東中学校等については、西鉄バスが走ってないわけですから、これらの細かい今度はやりとりの中で、そこについては、いわゆる晩の7時ぐらいまで運行ができると、あるいは朝の7時代に運行ができると。西鉄バス

との路線が競合しないところについてはできるという問題もありますので、これから今度は交通会議の中で、そういった細かい部分について、収益あるいは利便性を考慮していきたいというふうに思っております。言いますように、今後とも利用者のための、いわゆるコミュニティバスとして、できるだけ経費を安く、そして町民の利便性を考慮したコミュニティバスにしていきたいというふうに考えております。ひとつよろしく願いいたします。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 大変、既得権があるということで、西鉄バス、JR等の大変な既得権の中で、苦勞をされながらこういう状況で運行をしているということはよくわかりました。その中でも、今言われてありましたできるところがあると思います。7時からの、その東中とか。これまで2年間の実証ということで、後4カ月しかありません。その中で、この細かいところも検討はされてきたとは思いますが、そういう細かいところまで、この残り4カ月でしっかりとしていただきたいなという思いがございます。それと、1日平均利用者数、多分4名から10名ぐらいですかね、ちょっと先ほど1日平均を言っていただけだったので、後ほど1日平均の5路線の平均数を言っていた方がいいと思うのですが、状況的にわかると思います。

それから、子供たちの利用状況についてお答えがなかったので、現在の利用状況を教えていただきたいと思います。

それから、70万ほどの運賃収入ということで、採算性の問題については非常に厳しいと思います。古賀市が一応コミュニティバスを廃止ということで、されていると聞いております。新宮に関しましては、1回乗ったことがございますけれども、非常にたくさんの方が乗ってあります。新宮の町自体がお店も多いし、いろいろ行く場所も多いんだろと思いますが、本当に乗り切れないほど、座り切れないほどの方が乗っていらっしゃるという状況でございます。そういう中で、採算性に関しましては、一応受益者負担が原則でありまして、現在は小学生以下、65歳以上の方は無料でございます。これは、福祉バスの流れからのことと、また町長のお考えからだと思っておりますけれども、採算性が取れないということで、今までどおりこの無料を続けられていかれるかどうかというのが、また一つ質問いたします。

それと、協議会がこういう状況の中で、本格運行に踏み切った根拠、理由というものは何でしょうか。それと、それに対する町長の思いをお聞かせください。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 子供が何人乗っているか細かいのは課長のほうからですが、課長が答えたのは1日134.9、いわゆる135人の利用者ということでございます。

新宮の例を出していただいたんですが、新宮は旧立花村と新宮町ということで、新宮町のほうがものすごくこう開けて、立花のほうは開けてないわけです。行きますと、いわゆる集中してい



る箇所があって、立花から新宮までは結構時間もかかるということで、バスで利用者が非常に多いという、天地人という話をしましたけれども、地の利がいいですか、そういう地勢というのが影響しているという問題がそこにあるわけでございますし、また、面積も広いと、だからそれとバス路線がないということで、それに頼らざるを得ない。古賀が廃止したっていうのは、いわゆる古賀がコミュニティバスを網羅させようとしたことによって、西鉄が全面的に古賀市内の路線バスを廃止するというような問題もおこったりして、そこの駆け引きっていいですか、その中で、いわゆるコミュニティバスを廃止しながら路線バスをそのまま運行してもらって、西鉄に補助金を渡すと。運行費用を渡すということで、古賀はそういう状況になってきたというふうなことでございます。特に志免町とかは、無料バスで走らせてありますが、あれは確かに端のほうにシーメイトがあって、中心から逆にシーメイトに来られる人たちの救済策として、あれを志免町はコミュニティでやろうとしても、採算性はもう完全に合わない。それから西鉄の宇美志免線の路線は絶対走られないということから、あんまり町民の救済には向かないんじゃないかという。いわゆるその町々の実情とゆうのがあって、また、もともとは福祉バスで私どもも運行しておりましたので、小学生あるいはご老人については、今後とも無料でいきたいという考えでございます。もう少しコミュニティバスのPR等も行って、昼間人口がどうしても、言われたように空気を乗せて走っているような状況でございますので、この昼間人口をどのようにするか、間引きしていきますと、なかなかまた利用者がいないという問題もありますし、その辺非常に難しいところがあるわけですが、その辺を今後、完全運行になった時点で考慮していきたいし、先ほど出ました実証運行の期間が終わるということですが、実際の運行に入りましても、それは住民の意見を聞きながら改善をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） あと、小学生の。吉松課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） 小学生の利用につきましては、当初、実証運行を開始した当初は結構乗っていただいております。ちょっと現在はかなり少なくなったという話を聞いております。部活動等の問題につきましても、以前から運動部活動の地域連携促進会議等で、須恵中学校と東中学校の合同部活動に関するいろんな問題も出ておまして、その中でこういったコミュニティバスの活用はどうかということがありましたけれども、今のところ、その合同部活動の話もちょっと頓挫したというか休止状態で、そういった問題が出てまいりましたら、当然、教育委員会等とも協議しながら利用しやすい、ルートを考えていきたいというふうに思っております。

それから、国、県のほうも先ほど申しましたように、本当に福岡都市圏はまだ恵まれているほうなんですけども、交通過疎地域っていうのは、いきなりすべて路線を廃止するだとか、1日5便ほどしかないものを2便に減らすとかいうような地域もあるわけでございます。そういった

ところが、国や県の補助が優先されますので、都市圏ってというのはちょっと厳しい。ただそういうながらも、県も今、本当に前向きに取り組んでおられますので、今以上に何とか補助金を確保したいという考えはあります。

それから、本格運行に踏み切った理由でございますけども、2年間、あと4カ月ほど残しておりますが、2年間の実証運行を経て、いろんな問題、課題が出てまいりました。そういったものについて一気に変えるというのが非常に難しい状況なんです。2年前に実証運行を始めたときに、いろんな苦情が上がってきました。そういったものを一つ一つ何とかクリアしながら、2年間の実証運行が、今すべて終わるわけですけども、今度4月から本格運行に移行するということで、大幅なルートの変更だとかダイヤの変更というのはなかなかできにくい状況にある。ですから、できるものから徐々にやっていこうというので、今回、公共交通活性化協議会の中で、本格運行が決まったということでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 済いません。1日の平均利用者数は5路線別の5路線別をちょっと知りたかったんです。それが、その内容ってというのはどの路線がどれだけ乗っているかっていうのを知りたかったので、5路線別の1日平均利用者数をお願いしたいと思います。

それと、停留所の運行ルートについてなんですけれども、警察協議の中でビーンズ等のストア内は無理だというお話が出ておりました。確かに今、ビーンズの前で車、バスが止まります。そうすると後ろのほうの車等は止まって待つかないといけないんですね。荷物を持った方たち、あの押し車っていうか、お年寄りの方は買い物した押し車を乗せたりとか、結構時間がかかるので、逆にそのビーンズ等の中で停めさせていただいたほうが、交通渋滞も起こらなくていいんじゃないだろうかと思うし、利用の方たちも大変じゃないんじゃないだろうかというような思いがあるんですけども、その辺もまた、警察協議の中でお話をいただいた中で、できればそういうところに停めていただければというお願いも、これからしたいと思います。

それと、昼間人口層の学生の利用とか、それから通勤の利用は非常に難しいということでございます。JRとか西鉄バスとの絡みもあるということですけども、ここがふえないとなかなか、それと買い物の主婦等、そこがふえないと昼間の方たちの利用っていうのは非常に難しい。そこをクリアするためにどうするかっていうことを、今後考えていかなければいけないところだと思います。7時台が設けられない理由もいろいろ聞きましたが、西鉄バス等が走ってない、その接点になる細かいところを網羅していくのがコミュニティバスの役割だと思うので、細かいところを網羅して、何とかそこに、バスとかJRにつなげていけて、あんまり既得権に関わらないところを、また何とか探していただきながら、そういう時間帯の運行にも努力をこれからもお願いし

たいと思います。

それと、子供たちの利用の中で、学校間の、一応前一般質問、合屋議員だったと思いますけどされた、中学校の部活交流という話が前1回出ていたと思います。その話はちょっとだめになっただけですけれども、今後そういう交流等の話も出てくると思うので、学校と学校をつなぐような交流ができるバスもできないのかと。それと、学校のお祭りがありませんよね、コミュニティのお祭り。そういうときに利用したいという方たちもふえているので、その数は少ないですけど、あと学校の近くにもっと持ってきていただいたり、幼稚園の近くに持ってきていただくと、子供たちの送り迎えとか、それから防犯の対策にもなりますし、学校のPTAの方たちが、車を使わないでバスに乗って行っていただくとか、そういう考え方もできると思います。

それと、事業広告、事業収入という内容も、ちょっと話が出てきていましたけれども、よそのところでは、バスの外側に広告の大きいものを出して、結構広告をとったりとかされておりますので、そういう面の検討の方もお願いしたいと思います。それから、バスの宣伝ってというのがまだ足りないのかなと思うのですが、バスの乗り方の宣伝の仕方というの、利用者の声を何かに載せるとか。例えばこの間ちょっとお話があったんですけど、志免のほうに飲みに行くのに、水戸病院の先までコミュニティバスに乗っていったら非常に便利だったというような、いろんな乗り方ができると思うので、そういう町民の声とかもどっかに、乗り方を考えていただくような、ここを通過したら便利だったとか、そういう宣伝方法も何か考えていただけたらなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

議長（三角 良人） 吉松課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） 1日当たりの利用者数の内訳は出ておりますが、よろしいですか。

佐谷・上須恵線が1日当たり25.1人です。当然これは、平日、土曜、日祝日合わせた数字、合わせたというか平均をとった数字なんですけども、佐谷・上須恵線が25.1、旅石・山の神線が33.7人、新原・川子線18.3人、城山・一番田線36.3人、乙植木・須恵線21.5人の、合わせて134.9人ということになっております。それから、ビーンズ等の乗り入れでございしますが、この件につきましても、地権者のほうがまちづくり課のほうに見えられて、どうぞ利用していいですよということだったので、警察協議の中で、やっぱり1番は事故の問題、駐車スペースの問題がありますので、それはちょっとできないということでございます。

それから、西鉄JRバスとの結節点ですが、基本的に西鉄はノーでございます。すべて、コミュニティバスを運行すること自体も反対です。その中で、何とか9時を8時台まで、1時間繰り上げたということだけでも一つの成果ではないかというふうに考えております。また、部活動の交流についても、当然考えていかなきゃいけないと思いますし、コミュニティ単位のイベント等

では、バスの貸し出しをしております。ですから、祭りのときにはこのコミュニティバス以外のバスもありますんで、そういったものを自由に使っていただくようにはお願いいたしております。

バスのPRなんですけども、当然今から、本格運行に向けて周知を図らなきゃいけないわけなんですけども、やっぱりいろんな意見がありまして、夜7時半からの会議で終わって懇親会があるときにはそれに間に合うような路線、要するに時刻を設定してくれとかいう話もあっておりました。ただ、なかなかそれだけのためにというのが難しゅうございますので、検討課題ということで今後検討してまいります。

以上でございます。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） ひとつ、PRの件でございますが、どうしてもバスのダイヤがわからないと利用することが難しゅうございますので、できればちょうどカードぐらいの大きさに、裏に路線もこう入れて、色違いで。そして、5路線のダイヤ表が何かをつくって、役場とかアザレアとか、そういったところで利用者の方には配って、そうすると、それをちょうどこのバスがあるということになるかもしれませんので、そういったPR方式も考えていきたいというふうに思っておりますし、コマーシャルについては、先ほど課長が言いましたように、極力そういったコマーシャルを載せることによって、収益を上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） いろんな御意見をいただきました。本当に既得権のある中で御苦労をされて、できる限りこれからも利用者の利便性のため、また、利用者増を図るために御努力をいただきたいと思っております。そして、今町長が言われたようなカードがありますと、非常に私たちも、「あ、この時間にあるんだな」というのがわかり、また乗りたい気持ちになると思っておりますので、その辺の広報活動のほうもよろしく願いをいたします。

以上で質問終わらせていただきます。

議長（三角 良人） ここでお諮りをいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時20分といたします。休憩に入ります。

午前10時08分休憩

午前10時18分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、百田輝子議員。

議員（2番 百田 輝子） おはようございます。議席番号2番、百田輝子です。

通告に従い、雇用対策の質問をいたします。

今日、長引く不況の中で、住民の方々の雇用、収入源の不安がますます深刻の度を増しています。ことし10月時点での国勢調査では、須恵町の労働人口1万3,339人に対して、完全失業者数は1,046人となっており、全国平均が4.5%に対し、須恵町は7.8%です。

町民税の税収状況はどうなっておりますでしょうか。また、古賀市、志免町は雇用対策の取り組みをしています。古賀市では市民の就労を支援するため、古賀市無料職業紹介所を開設されています。須恵町では緊急雇用対策事業を実施してありますが、現在の実施状況はどうなっていますか。また、須恵町にも古賀市のような取り組みがぜひ必要だと思いますが、町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

以上、御答弁をお願いいたします。

議長（三角 良人） まず、今泉総務課長に答弁を求めます。

総務課長（今泉 俊裕） 最初に私からは、現在の緊急雇用対策事業の実施状況についてお答えをいたします。

本町におきましても、現下の雇用失業情勢にかんがみ、辞職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供するために、緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業の補助金を活用して、平成21年度から23年度まで、3カ年にわたりまして、まず緊急雇用事業として事業費ベースで4,970万円、それから医療、観光、地域社会雇用、教育、研究の分野等の、いわゆる重点分野雇用創出事業として、事業費ベース4,430万円、合わせて9,400万円に上る雇用対策事業を行ってまいりました。

詳しい中身につきましては、御存じの事業もあるかとございますが、新たに雇用創出のために新規の事業を立ち上げるといふことと、通常の平年の予算ではなかなか手が届かないところでの事業費の追加事業というふうな、さまざまな事業を行っております。まず、固定資産台帳のマイクロフィルム化、あるいは固定資産家屋全棟調査事業、それから、公園関係として皿山公園の遊歩道整備、それから町有地樹木の整備事業、それから、須恵川護岸草刈り整備事業、東中学校運動場芝生化の事業、それから、行政公文書館の文書搬出整理事業、それから、通常の事務的な補助として臨時職員の雇用事業、あるいは教育関係では学校図書館システム構築事業、保育施設整備事業、それから、民俗資料館関係で、考古学資料のマイクロフィルム化とか、いうふうな事業の中身でございます。

以上合わせて3カ年、9,400万に上る事業費の結果、これを実施しております結果、延べ、今のところ123人の新規雇用を生み出しておりますことを御報告申し上げます。

議長（三角 良人） 次に、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 百田議員にあっては初めての質問ということで、また応援団も後ろにおられるようで、若干緊張されているんじゃないだろうかというふうに思っておりますが、数値については今総務課長のほうから答えましたとおりでございます。

議員、本当に質問のように、今犯罪が非常に多くなっております。ほとんどの犯罪者、無職なんです。仕事がないということから、犯罪に走っておるとというのが状況でございます。確かに、やっぱり仕事を持たせるってということが、いかに世の中の、景気だけじゃなくて、安心・安全にも大事なことではなかろうかというふうに思っております。

23年度の税収ということでございますが、まだ決定しておるわけじゃないわけですけども、町県民税、いわゆる町民税です。これについては、若干下がるようでございます。年間しまして、3,700万円程度ぐらいは下がるのではなかろうかという見込みをしております。しかしながら、法人税につきましては、1,500万ぐらい上がるのではなかろうか。これは、いわゆる麻生政権の最後の地域活性化の交付金、その補正予算が効いて、企業は何とか食べていったんじゃないかと。しかし、その収益が出るまではあまりない。だから、社員に応分のその負担をしていくことができないんじゃないか、国家公務員は7.8%ですか、給料下げると言いながら流会して決定をしないと。結果的に給与が上がったってことでございますが、地方公務員は人事院勧告をのみましたので、4月にさかのぼって給与を削減するというので、今回地方公務員は相当額下がったという状況でございますし、そうしますとやはり収益も下がってくるということになるのではなかろうかというふうに思っております。

いわゆる雇用に対する担当っていいですか。本町においても、昭和48年ぐらいに企業誘致、原田昇町長のとき企業誘致をされて、今新原工業団地とっておりますが、あそこB団地ということで、反対側はA団地、それから平原工業団地ということで、企業を誘致して活性化しようということで思いつかれたわけございまして、あおば会館という建物、下が図書館に今しておりますけれども、そこはいわゆる新規企業で参入された方々と町民との交流の場ということで、いわゆる企業に補助金がいった分を町に全部拠出するというので、合わせてあおば会館というのを建てたわけで、交流拠点としてあれを建てたわけです。それが49年に完成をしたわけでございます。その当時、クラスでいけば課長補佐級の方と思うのですが、その方が雇用相談ということで窓口を設けて、そしてあおば会館のほうで職務についておられました。その当時から、町内今77、企業があるわけですが、組合員が、その人たちが須恵町企業組合というのをつくっていただいて、現在も活発に活動していただいておりますし、町にも相当の支援をしていただい

ておるわけでございます。

企業の事業所数としては、糟屋郡内で須恵町は断トツ多いんです、事業所数からすれば。収益からすると久山とか宇美とかあまり変わらない。ということはいかにその久山、宇美は大きな企業が進出してきておるかということになるかと思いますが、事業所数としては多い。そういったことで、法人税は落ち込まなかったということでございます。雇用促進につきましては、古賀市のほうはいわゆる民間に委託をさせて約1,000万円のお金をかけて、そういう斡旋っていいですか、企業マッチングという、職業紹介あるいはキャリアカウンセリングということで、就職の指導を無料でやられているということでございます、志免町にも窓口を設けております。志免町は60万円弱ぐらいの年間予算だというふうに聞いておりますが、やっております。だから本町では商工会の580社、580社と企業クラブの70、ほとんど8割ぐらいは双方に入っておられる方たちがおられるわけですが、そこと、いわゆるホームページ等も共有しながら、情報の交換をしながらやっていきたい。きょうも商工会の女性部の方と思いますけれども、傍聴に見えられておりますが、非常に今役場といい関係にありますので、そういう情報をお互い共有しながら、そして町民にその情報を発信していこうという考えを持っております。特に、今やろうとしているのは企業誘致っていうのはまちづくり課が主に携わっております、商工会の振興につきましては建設産業課がやっておるわけですが、現在、志免須恵線の延長線で、いわゆるぼた山のところからETCの入り口までだと1.1キロの事業でいただいておりますが、25年度4月にオープンするわけですが、今のところそういったところで、赤坂地区といいますけれども、あそこに企業進出のお問い合わせが非常に来ておると。今も、赤坂地区組合というのがあって、活動しておられますけれども、若干もう年代もたちましたので、世代交代も含めて、今回新たに赤坂地区のいわゆる事業組合といいますか、そういうものをつくりまして、町が窓口となって、その辺の企業誘致、虫食いにならないように企業誘致を進めていきたいというふうにおもっておるわけでございます。

就職につきましては建設産業課がやっておりますが、今後町のほうで一本化した窓口を設けて、しっかりした係を置いて、町民の方々にも広報、PRが十分できるような形でやっていきたい。それで、役場に来れば役場でわかる。役場でわからなければ商工会に行っていたら、商工会のほうでも窓口としてきちんとやってもら。それから企業組合のほうもやってもらということで、これから建設産業課中心に、そういった三者との御相談に入りたいというふうに思っております。それと、完全失業率という話がありますが、これは3つの条件があって、いわゆる1週間調査をするわけですけど、その調査中に何にも仕事してなかったという人たちが入ってくるわけです。それから、仕事があればすぐにでもついて働きたいという人、それから、いわゆるその間就職活動をしておったという人たちが合わさって、完全失業者ということになるわけです。

先ほど議員仰せのとおり、全国平均は4.5で、須恵町は7.8もあるわけでございます。粕屋地区で1番多いのは、志免町が8.2%。どうしても、都会の人たちに完全失業率というのが多いのです。どういうわけかわかりませんが、だから、働きたいと思って働けないというのが都会側に大いし、田舎のほうっていうのは働き口がないから、当初から働こうという気持ちがないのかなと、だから完全失業者の数に入らないのかなと。だから、福岡県では旧産炭地ですね、ここも産炭地ですけど、が非常に高い。医療費と一緒に。医療費も旧産炭地が特に高い。すると完全失業者も旧産炭地が高いというところでございますし、しかしながら福岡市、北九州市よりも須恵町が若干高いということは、何らかの対応をしなければならないということでございますし、いわゆる15歳以上の人たち、働こうという意欲を持った人たちが何らかの形で働きに出られるような努力っていうのは、今後とも町としてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（三角 良人） 百田議員。

議員（2番 百田 輝子） 前向きに、今御検討いただいているところで、社会の安定の場とは、まずなんといってもやはり、雇用の場があるということです。一地方自治体である須恵町が、雇用対策とか労働対策に対してできることっていうのは、先ほど町長がおっしゃられましたように、かなり限られておりますけれども、雇用の確保とか雇用の喪失について、できる限りのことは今後もしていかなければならないと考えています。

また、雇用を考えた場合、企業誘致は、先ほどおっしゃられておりましたが、商業、特に人を使うサービス業を支えていくことも大事な施策となります。そういう意味では、駅周辺の再開発、駅の改良などの基盤整備には力を入れないといけないと思いますし、地元商工会と協力して、商業の活性化策を展開していかないといけないと思っております。今も、かなり活性化対策についてはやっておられると思いますが、どうぞ今後こちらでも御検討いただきたいと思います。

以上で、質問終わらせていただきます。

議長（三角 良人） 3番、松山力弥議員。

議員（3番 松山 力弥） おはようございます。私も議員になり初めての質問でございますけれども、4人の中で私が1番最後になりましたので、とりあえず緊張はしとりますけれども、よろしくお願いたします。

通告に従いまして、質問させていただきます。

須恵町では、町全体にあいさつが飛び交う町になるようにとオアシス運動を推進しております。オアシスとは、「おはようございます」「ありがとうございます」「失礼します」「済ませせん」という意味があります。各行政区には、オアシス通りを設置しており、幼児から高齢者まで、



このオアシス通りを中心にあいさつを交わすことにより、須恵町の住民の輪が広がっていくことを期待しています。

漢字で書く挨拶の「挨」には、心を開くという意味、「拶」にはその心が近づくという意味があるそうです。つまり、あいさつとは、自分の心を開くことで相手の心を開かせ、相手の心に近づいていく積極的な行為なのです。このように、あいさつは人間関係をスタートさせるためのコミュニケーションの基本といえます。しかし、このオアシス運動、庁舎内では実施されておるのでしょうか。

私は4月に議員となり、役場に来る機会もふえましたが、あいさつの下手な職員が多いことが気になります。横を通りすぎ、こちらから「おはよう」と声をかけ、やっとあいさつをする職員、また、目を合わせても知らぬふりをする職員がいます。相手が議員だからどうこう言っとるわけではありません。住民、業者、すべての来庁者へのあいさつ、接遇のあり方を危惧しているところです。社会人なら、あいさつができて当たり前です。あいさつの仕方によって、常に自分や町が評価されていることを忘れてはいけません。今、社会情勢は厳しく、公務員である役場職員への視線はとてもシビアです。職員の職は時代の流れを踏まえているのでしょうか。たかがあいさつ、されどあいさつ、こんなところから職員のコミュニケーションの意識改革をされたらどうでしょうか。町長は、よく「まちづくりは人づくり」と言われます。まずは、この町をよくするも悪くするも、町の職員の資質だと考えます。職場内でのコミュニケーション、そして住民とのコミュニケーション、そこがまず、まちづくりを始めるスタートラインではないでしょうか。

お尋ねします。1番目に、庁舎内では、オアシス運動は実践されていますか。

2番目に、地域でのコミュニケーションはどうか、すべての職員は地域の組合に加入はされていますか、また、町、区、コミュニティ、体育協会主催行事に職員は積極的に参加されていますか。

3番目に、職員のコミュニケーション能力の向上の取り組み、人材育成の取り組みは行われていますか。町長に御答弁お願い致します。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 後ろにいっぱい応援団がおられます。さすが商工会の副会長だなというふうに思っております。初めての御質問ということでございますが、お答えをしたいというふうに思っております。

公務員に限らず、人間として、おっしゃるようにあいさつっていうのは、いわゆる人間関係の始まりであって、1番基礎中の基礎であって、大切なものであるわけですが、本町においては、朝毎日朝礼をいたしております。私が職員になったころから始まっておりますので、40年ぐらいい、朝から朝礼があっておりますが、その朝礼に行くときに、私も今日です、階段下りていって

おりまして、松山議員の質問がありましたので、どうかと思ったら、いつもあいさつせん男がちょうど来まして、「おはようございます」と言いましたら、しませんでした。私に対してでもしませんが、そういう職員が四、五人おります。現在百、当初は175人職員がいましたけども、今実質145人ぐらいしかおりません。30人ぐらい人員を削減して、この財政難を切り抜けておるわけですが、その中に四、五人は、おっしゃるような者がおります。あと残りは、あいさつをこうされれば返すというような者もいますが、ただ、自律神経失調症的な、いわゆる対人恐怖症っていいですか、そういう子も若干おりまして、人と、初対面の人にもどうしても、何て言いますか、コミュニケーションが取れない子もいる。ていうのはわかります、見ておって。今日も朝から不愉快な思いをしたことを、松山議員も同じようなことを思われたんだろうというふうに思っておるわけですが、しかしながら、電話の、今対応については、かける側も何々課の何々ですということをおっしゃっています。かかったほうも何々課のただだれですということ、若干それは浸透してきたかなというふうに思っておるわけですが、常々、課長会でも話しておりますし、課長のほうからそういう話題になった子には、直に指導をしておりますけれども、なかなか直りません、どういうわけか。育ちの問題なのかなというふうに思うわけですが、あいさつぐらい、人にあいさつして減るもんじゃなからうと私は思っておりますけれども、しませんが、目が合うてもしませんが、そういう子は確かにいます。それだからといってその人を辞めさせるということにはつながりませんので、それは非常に難しいところですが、ただ、いわゆるあいさつに関する研修っていいですか、職員のコミュニケーション能力をつけるための研修というのは、ここに資料もっておりますが、平成12年に人材育成基本方針というものを策定しまして、平成20年に職員研修基本計画というのが立てられまして、それには求められる職員象として、ということですが、いわゆるパブリックサーバントっていいですか、全体の奉仕者としてコスト意識を持って行動するという職員と、それから、町民の目線で考え、実践できる職員をつくらうと、確かな時代認識に立って、制度や政策を企画、立案し、責任を持って実行できる職員であってほしいと。それから、既存の制度や慣習にとらわれることなく、常に幅広い視点から柔軟に改革のできる職員をつくる。以上、この5点について、いわゆる職場研修、あるいは職場外での研修もやっておるわけですが、職場内研修においては、接遇の研修を全職員対象に2日間。それから主事級、階級があるわけですが、主事という階級がありますが、21名おるんですけども、6回開催をしております。それから情報公開、個人情報保護研修ということ、これは若干仕事に関わる研修ですが、これも全職員に対して研修を行っております。それから、職場外の研修につきましては、新規採用職員が職員研修所に前期、後期ということで14人やらせました。これは、新規だけに限らずほかの職員も含めてですが。それから階層別研修で、一般職、係長職、管理職で研修をしております。それから、専門職研修として、協働

パートナーシップ研究、あるいはカウンセリングマインド研修というものをやっておりますし、また、近隣市町村間での職員研修、新宮町とか久山町あたりとの、いわゆる企画、創造力アップ研修とかいう形で、それぞれ研修に当たっておりますが、仰せのとおり、なかなか研修が研修で実をつけない職員もおって、私どもも困っておるような状況でございます。オアシス運動につきましては、次の藤石議員ともダブルしますので、その時点でお答えをしたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） 松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 今、町長御説明ありましたけども、性格もあろうと思いますけれども、我々も今説明を受ければ、この人はちょっとあいさつが苦手なんだと、辞めさせるわけいかんと、それは辞めさせるわけいきませんが、住民とか、やっぱり来庁者の方は、全くそういうこと関係ありませんから、そういう支障のないように、須恵町の品位を落とさないように、それくらいの程度の礼儀、作法はしていただきたい。町長が指導するでもなく、本来ならば本人が身につけていなければならぬ常識なことでもありますけども、そこら辺は各課長にお願いして、再教育をしていただきたいと思います。

私は、校区コミュニティの立ち上げ当時からかかわっていますが、担当職員、消防団以外の町職員の参加が少ないことも、また気にかかります。この校区コミュニティは、町長が公約的にまちづくりの柱に位置づけている事業だと私は思っていました。町長が推進しているこの事業に、職員の参加が少ないのはどんなものでしょうか。少しだけ、御答弁をお願いします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 答弁を忘れておりましたが、いろんなスポーツ大会、地域の行事とか、そういうものには極力出たり、あるいは運営にあたっていただくということで、運営にあたる場合についてはボランティア出勤ということで、無給で出ていただいて、郡内の各町よりもそれは徹底していると自負をしておるところでございます。今回、地域懇談会も、全職員どこかの会場にいけということで、多分、それぞれの地元の地域で、研修会に参加をさせていただいたというふうに思っておりますが、組合の加入については加入していない職員は2人おりました。1人はしかたがないっていいですか、その組合全体でいわゆる、区から脱会したということでございまして、でも本人だけはいいだろうということで、それは極力言っておりますが、その子は消防団には入っております。そういう子もいます。もう一人おりますけれども、それは課長のほうにも言っておりますので、何とか入っていただく。何か地域の組合の中で嫌なことが、お母さんか何かであったといことから、もう入らないということですから、これも本人だけはいっていただくというようなことで何とか努力したいというふうに思っております。地域の行事の参加については、極力出れという指導しておりますが、このごろ町外の職員も結構おりまして、なかなかそういう

面があれですが、しかしながら、ボランティア出勤、運動会があつてあるときには運動会の運営、それから駅伝についても全職員ボランティアで出ておりますし、結構ボランティア出勤ていうのは、うちの職員はしているつもりでございます。

以上で終わります。

議長（三角 良人） 松山議員。

議員（3番 松山 力弥） その組合の入ってない方には、いろいろ事情はあると思いますけども、例えていいますと、あまり酒飲まない、全く飲まない人でも酒飲みの会に入るとか、そういうこともありますので、そこら辺はお願いして、各区で今組合加入率が低いと悩んでいるところでございますので、そこら辺もよろしく願ひいたします。

また、一昨日アザレアで行われました、体育協会40周年の式典でも、式典の場合は、人間が多かったですけど、若田部さんの講演になりますと、人間も減って寂しくなかったかなと思ひますけども、これも40年に、体育協会会長じゃございませぬけど、40周年は40年に1回しかありませんから、そこら辺も、町の職員たちも1町民として、参加をお願いして、多かつたらよかつたかなというふうにおもっております。

この前から、まちづくり課を中心に10月、11月にかけて、各行政区を訪問したまちづくり懇談会が実施されました。須恵町第5次総合計画策定を契機に、町が進める、まちづくりの方向性を住民の皆さんに伝える積極的な声だと思っております。町のやる気を見せるよい機会ではなかつたでしょうか。その懇談会での町の説明の大きな柱に、協働のまちづくりがありました。住民と町との協働。協働とは、地域社会で活動するあらゆる人々がさまざまな分野、局面において知恵を出し合い、お互いを高め合いながら公共課題に取り組むことです。その基本となるのは、お互いの信頼関係、それを確立するのは、まず道徳の一環として、コミュニケーションをとっていただきたい。いつでも、どこでも、だれとでも、自然とあいさつができ、コミュニケーション能力の高い職員の育成を一步進んで、今の時代が求めている町職員としての人材育成を望むところです。私たち議員も職員も、常に住民から注視されていることを忘れてはいけません。今回、コミュニティのこと、またコミュニケーションのこと、あいさつのもので私も質問しましたがけれど、再度同じ質問をさせることがないように、町長を初め幹部の方々の手腕を期待します。そして、協働のまちづくり、魅力あるまちづくりを目指し、行政業務に邁進していただきたいと思ひます。

以上で、私の初めての質問を終わらせてもらひます。

議長（三角 良人） 13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） 13番議員、藤石豊でございます。今回最後の一般質問になりました。

私は今回、オアシス運動を問うという質問を、中嶋町長、平松教育長、御兩人に答弁を求めたいと思います。

非常に質問しにくいんですけど、再度質問をさせないよという松山議員の質問があったので、非常に質問しにくいんですけど、今議会から初めて一般質問が9時から実施されることになりました。画期的なことだと思いますし、今後も続けていきたいな、議会としてもそう思っているところがございます。そのおかげをもちまして、昼からだったんですよ、実をいうともう昼になるんです、1時間遅れで。午前中にさせていただく喜びを、今しっかりとかみしめているところでございます。

まず最初に、先ほど質問されました同僚の松山議員と重複する質問になりますので、いわゆる国会でいう関連質問という形にさせていただきたいと思っております。なお、事前通告に関係のない質問があった場合は、その旨通告がなかったので答えられないという答弁で結構でございますので、よろしく願いいたします。

ことしの4月の選挙後、6月の定例議会、9月の定例議会と2回一般質問をさせていただきました。今回が3回目の質問となります。

6月は「震災の教訓を生かそう」。3月11日の東日本での災害の後の質問でありました。9月は「地域の特性を生かしたまちづくり」、そして今回はオアシス運動。3回の質問は、私が選挙公約、いわゆるマニフェストとして掲げていた一つに、これからのまちづくり、町の活性化、地域おこしの実践をあげていました。まさに、そこに大きなかわりのないようですけど、一つの関連性、コンセプトがあると思っております。それを踏まえながら、答弁をお願いしたいと思います。

震災後に、人と人とのつながり、関わり、絆の大切さが見直されております。先ほどもありましたように、ことしのことばでいうと「絆」、まさにそのとおりではないかなと思っております。

須恵町が推進するコミュニティの重要性を、改めて今実感しているところがございます。そこで、オアシス運動の最初の取り組みとして、平成21年7月、今から2年前ですけど、ちょうど広報紙を持ってきております。7月号から10月号までの広報紙で4回にわたり、オアシス運動を実践しようというシリーズで発信されているみたいです。それが今回のあいさつ運動の取り組みのはじまりではないかなと思っております。しかし、この広報紙の中に、実をいいますと、「オアシス運動は今から26年前に取り組みられています」と書かれています。いわゆる昭和56年の3月くらいから、オアシス運動は実をいうと始まっております。約30年間、もうすぐ30年、何か定着してないような気がして、質問をさせていただいているのです。30年間もやっておきながら、まだ私が、松山議員も質問されました、質問すること自体が、私が悪いのか、この運動が悪いのか、きちっとしたいなと思って、質問をさせていただいているところござい

ます。

そこで、今回の質問の大きな柱5つの項目として、1つ、あいさつ運動の取り組みはいつごろから実施されているのでしょうか、私が今答えたとおりです。もし間違っていたら、どうぞ訂正してください。

2番目、須恵町の小中学校5校ありますけど、これでのオアシス運動、あいさつ運動の取り組み、状況はどんなであろうかということです。このことは、須恵町の教育政策要綱の中で、心の教育をとおしてオアシス運動の実践からまちづくりを始めようということであっております。校区コミュニティとの関連がありますが、子供たちの状況をお聞かせいただいたらと思っております。

3番目に、あいさつ通りの数と場所指定、これはもう既に手元に資料が届いております。以前から資料を揃えていただいていたのでしようけど、準備していただいた関係各位に感謝と御礼を申し上げます。答える必要はありません。

4番目、町内の企業や商工会との連携はどんなふうを考えてあるか。先ほどくしくも、町長は商工会といい関係にあると、私はいい関係だと思います。もっといい関係になってほしいなと思っております。これは、校区コミュニティや行政、それぞれの各種団体だけでなく、町をあげて取り組む姿勢がもう一つたりないんじゃないかな、いうのを感じております。一つはPR不足だとも思っております。私は、それは町長や教育長、あるいは職員の基本的な考えが住民に伝わってないんじゃないかなと思っております。きちっとした伝達方法、あるいは、今OA化が進んでおります、インターネットだとか。新しい方法を考え出してはいかがなものでしょうか。

5番目、これも先ほど松山議員の質問で答弁をいただいたとおりでございます。それじゃちょっと寂しいので、それに関連した質問をしたいと思っております。したいというよりも、実はここから私が今日質問したかったことなのです。だけど通告してないもので、ひょっとすると答えていただけないかもしれません。それでもいいです。

1つは、須恵町の役場のあいさつも含めた対応です。以前は実施されていたのですが、現在は実施されていません。それは何かというと、先日、各町に行ってまいりました。どこかわかりますか。宇美町です。これは、志免町、正解です、志免町です。これは、粕屋町です。どこもインフォメーションがあるのです。案内所があるのです。そこで、何がいいかということ、私たちが行くと、最初にちょっとお断りしておきますけど、個人情報がありますけど全部了解をとっております、この方たちには。了解をとって、撮らせていただいております。何が1番、行くとおはようございます、こんにちは、笑顔で答えてくれるのです。こんなに嬉しいことはありません。これが1番だと思いましたので、あえて5番目の項目プラス1を今日はさせていただいたわけであ

ります。このことは、確か以前ありましたよね、カウンターが。再度、今まさに町民からいろんな苦情だとか、ニーズが多様化しているといいますが、それに応えるためには、こういうインフォメーションみたいなのがあって、にこやかにおはようございますという声をかけていただいたら、住民の人も、ちょっと苦情や文句を言いに来たのに、やめたって言って帰られるかもしれない。そういうことも多々あるのではないかなと思っています。役場の機構改革が本当になされています。非常に素晴らしいことで、我々も称賛するに値すると思います。もう一つ初心に返って、このインフォメーションを設けていただいて、あいさつ運動の徹底を図って、提案をさせていただくところでございます。多分答弁が非常に答えていただいた部分もありますので、しにくいかと思えますけど、わかる範囲で答弁をお願いいたします。

議長（三角 良人） まず、平松教育長に答弁を求めます。

教育長（平松 秀一） 藤石議員におかれましては、特に私も皆さんの前でお話したいことを質問していただきまして、本当にありがとうございます。

若干質問事項5点あげていただいたのですが、その前に、本日傍聴の方もいらっしゃいますので、なぜあいさつ運動なのかということ若干触れた上で、質問点にお答えしていきたいなと思います。

先ほど議員御指摘のとおり、平成21年の6月議会において、私の、確か1回目になるのかなと思いますけども、教育施策についてお話を申し上げた。その段階で、教育施策について今後10年間は変えたくない、心の教育でいきたいと、感動する心の教育、感謝する心の教育、共感できる心の教育をやっていきたいと。その具体的施策として須恵町教育振興基本計画を、10年計画を立てて、中長期、5年と10年目に本議会のほうに報告を申し上げたいということで、今現在取り組んで3年目に入っているということです。この心の教育の具体的施策の1つとして、確かにこのときも御説明申し上げたと思いますけども、オアシス運動に取り組みたいということで議員各位にお願いしたんじゃないかなと思っております。

当町においては、先ほど議員御指摘のとおり、教育基盤については、昭和40年代、早くは30年代からですが、実際40年代の中盤以降から社会教育を中心に教育基盤は構築され、今現在に至っていると私は考えております。ですから、教育問題については、教育改革というよりも、須恵町の場合は教育再生、今現在あるシステムを再生しさえすれば、須恵町の教育というのは成り立つのだというふうに考えて、安心して住める町、住んでよかったと思える町、並びに「子育てと老後は須恵町で」という、町長が良く申される須恵町のまちづくりの推進、生涯学習のまちづくりの実現に大きく近づくと考えております。その1つがオアシス運動であるというふうに考え、今現在も取り組んでいるような状況でございます。

質問事項に対してでございますけども、1番のあいさつ運動の取り組みについては、本町のあ

いさつ運動は、これ昭和58年、6年ではなくて58年のオアシス運動として始まっております。明るく住みよい地域をつくるにはまずあいさつが大切として始められたものでありまして、その後、先ほど議員のほうから御説明ありましたように、平成21年の6月議会において、オアシス運動の復活を御説明申し上げたという経緯がございます。今現在、取り組みとしまして、平成23年の9月オアシス通りのロゴマークを募集して、来年度からの事業としてオアシス通りを設置していただいておりますので、その道路にそのマークをプリントして、何らかのイベントを公民館長であります、教育次長、安河内次長を中心に、社会教育として取り組んでいきたいと、来年度以降考えております。

また、福岡県においても、ポスターや作文などの作品を募集し、寄せられた作品でカレンダーを作成して啓発に努めております。何かこのごろ議員御指摘のとおり、ここ一、二年ですか、あいさつ運動やりましょうよということを、県とか、福岡県の教育事務所も言いたしたんですけど、これももう須恵町が既に御指摘受けたように、30年以上前からやっていることを県が新たに取上げだして、ほかの町もまた再生しだしたのかなという気がしております。この運動につきましては、県とも連携しながらこの運動を広げていきたいと考えております。

2点目の小中学校の取り組みの状況でございますけども、第一小学校におきましては児童運営委員会、今6月にあいさつ運動習慣ということで義務づけて、児童が自ら運営しながらやっていると、始業式、全校朝礼で指導をやり、全職員の共通理解を図っております。登下校の見守りのPTAにも呼びかけをお願いしているところでございます。第二小学校につきましては、これも児童運営委員会でございますけども、あいさつ運動、これおもしろいんですけども、1日に何人という目標を各クラスで設定してこれに取り組んでいると。第二小学校に行っていただくとわかるんですけども、これももうせいぜいぐらいあいさつします。忙しくてこちらがばたばた上がっているのに、あいさつするまでずっとやっているというふうな状況で、非常に第二小学校の場合、取り組みが活発化されているのかなと思います。後期の全校朝会のときに見守り隊のお話、第二小学校は登下校、各地区もそうなんですけども、見守り隊の人に紹介する中であいさつしていこうよというようなことで、必ずやっております。参観日等については、保護者をとおして呼びかけをやっていると。

第三小学校については、年間指導目標の中に重点指導としてあいさつ運動をあげております。特に小学校3校に行かれたらわかるかと思っておりますけども、非常に学校内ではあいさつをしていると。ただ、ここ一、二カ月校長会の中で私が言っているのは、学校内ではあいさつするけども、登下校のときにあいさつしない子がいるよ、ということで、その点についても指導をさせていただきます。

今現在、個人的な話ですけども、車で通勤せずに歩いたり、自転車で通るんですけども、メイ



ンの、ちょうどミニストップのところから歩いていると。最初は、私がおはようございますと言うとおはようございます。最近は立ち止まって礼をしてあいさつする。ですからやはり、大人が率先垂範して子供にしてみせるということは非常に大事なことなのかなと思っております。たまに、大人の人にあいさつすると不審者みたいな顔されるのですが、それでも何回か、朝の通勤時間帯でございますので、あいさつしていると、この人はあいさつする人だなということで、最近にはこっと笑って向こうからあいさつしていただけると、やっぱりこのあいさつというのは非常に大事なことだなと思っております。

須恵中学校におきましては、毎朝あいさつ運動、これは見かけられた方もいらっしゃるかと思っておりますけども、校門と、ちょうど体育館側に生徒会と一緒に朝立って、学校の先生と一緒に立っておはようございます、ということでやっています。非常にこの効果が須恵中学校、二、三年前に本当に議員各位に御心配かけたのですが、授業風景も見に行かれたらわかると思っておりますけど、非常に落ち着いた状況になっております。やはりあいさつ運動の取り組みから始まったのだらうなというふうに考えております。

須恵東中学校については、毎朝、とにかくあいさつ運動をやるということで、学校については取り組みをやっていると。

先ほど、3点目としてあいさつ通りの数と指定場所については資料配布しているから説明はいらぬよということだったのでありますが、資料の中で御覧いただくと、乙植木が看板設置のところに記入がなされておられません。これ、あいさつ通りは指定していただいております。今、看板設置を地元区のほうと社会教育のほうでやっていると、来年度中にはここも1で埋まるということで、実際は4カ所ということになりますので、御了承いただければと思います。

それと、4点目の企業や商工会との連携につきましては、確かに議員御指摘のとおり、今現在まだその段階までは至っておりませんで、今現在は各行政区とか、学校、社会教育団体との連携を主にやってきております。町の広報紙につきましては、議員御指摘のとおり、平成21年の7月から12月までを1回目として啓発をしております。御指摘のとおり、来年度に向けては道にロゴマークも入りますし、商工会のほうにおいては、農工商とかいろんな形の新しい力で町を活性化させようという動きも出ておりますので、その辺りとも商工会の役員の方々ともお話しとか、企業クラブの方々とお話しする中で、あいさつが飛び交うすばらしい町にしていきたいと、来年度に向けて社会教育を中心に、学校教育も乗っかりながら頑張っていきたいと思っております。

6点目の、役場あいさつ対応、総合案内所につきましては、私がしますと言って予算をつける立場にございませんので、町長の答弁のほうでお答えしていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（三角 良人） 次に、中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えしますが、詳しく教育長が答弁いたしましたので、省いてもいいんじゃないかなというくらいでございますが、いわゆる教育長の答弁の中にしてみせるという言葉がありました。長岡藩っていうところがあって、その地域から出た偉い兵隊さん、いわゆる山本五十六という人がおられますが、その人の言葉に、要するに人を育て人を導いていこうとするためには、「まずしてみせて、言って聞かせて、やらせてみて、後で褒めてやらねば人は動かん」という有名な言葉があります。まず、我々がしてみせるというのが1番大事なことじゃなかろうかと、だれだれにさせるというとかじゃない。その次にさせてみればいいわけであって、肝心なところは評価、その現在の正しい評価をどのようにするかということなんです。子供たちが、本当に第二小学校に行って気持ちのいいあいさつをします。その評価をしてやると、褒めてやるということから人は動き出すのです。だから子供たちは、地域ではなかなか難しいかもわかりませんが、学校の中では、本当に学校の中に来たお客さんということであいさつをします。これが当然だろうというふうに思っております。昭和58年に永島先生って100歳で亡くなりましたけれども、が公民館長で来られたときに、オアシス運動をしようということで、ちょうどあおば会館ができたときでございまして、あおば会館のトイレの前にオアシス運動の小さな札を立てて、それから始まったわけございまして、平成21年平松君が教育長になりまして、また再度、あいさつが基本であるということで、オアシス運動しよう。そしてそれが地域まで発展するようにオアシス通りを作ろうということで、今やり出したわけございまして、3年を迎えるわけでございます。本当に、松山議員でもお答えしましたように、あいさつはやっぱり人と人のコミュニケーションの基本、1番重要な最初のとっかかりであるわけございまして、よりあいさつというのは大事なものであるということっておるわけございまして、また、絆の話もされたわけございまして、なぜ東日本、いわゆる福島、宮城、岩手にあれだけの絆が生まれたかっていいますと、いわゆるあそこも会津藩という白虎隊が出たところの藩でございます。日新館という学校がありまして、学校給食を1番に始めたという藩校があるわけございまして、その学校に上がるために、10歳までの間にいわゆる組みをつくるわけです。七、八人の組みをつくる。その中に什の掟というのがあるんです。人偏に十と、什器の「什」なんですね、什の掟と。いわゆる7つの教えがその中にあるわけですが、それはまず、長幼の序だとか、最終的には「ならぬものはなりませぬ」という教えがあって、そういったコミュニケーション、あるいは地域の子供たちの共助の精神、共助っていうのは米沢藩の、宮崎から養子に行った上杉鷹山が教えたところなんです。「自助・共助・扶助・公助」ですね、総務課長が言いました。そういう昔の藩ですばらしいことが行われてきとった。それをやはり我々は知って、またそれを踏襲していくというのは大事なことでなかろうかというふうに思うわけございまして、ただ、やはりオア

シス通りをつくったからみんながその通りの中であいさつするかっていうと非常にこれは難しい。例えばの話、例えば、これをするとかいうことじゃないのですが、その通りに入ってセンサーに引っかければ、センサーが「おはようございます」とまず言うと。そして最後にその、何て言いますか、「ありがとうございました」でもなんでもいい、終わりになったら言う。橋に木琴でたたいたら音がする曲があったりとかありますよね。そういうふうなものもつくったりすると、やはりその区間でのあいさつというのは非常によくなっていくというふうなことだろうというふうに思います。やらせる、やらせるということでは、非常に難しい部分があります。そういった模範をする、これがやはり広報なら広報が行って、みんなが頭下げている第二小学校に行って、それを載せて、第二小学校ではこのようにあいさつをしていいな、本当に新聞でも褒めるというようなことってというのは書かれないわけです。誰かが悪いことしたと、ほとんどニュースってのはそういうこと、誰かが良いことしたかっていうのが、これはもう大事なことであるし、私も教育委員会に行ったときに、青少年指導委員会は犯罪の防止、防止っていうことで、悪人を引っ張り上げて、全部これが悪いあれが悪いという話だけであつたんです。これではだめって。要するに善行表彰、いいことをした子供を見つけて、この子はこういういいことをしたということを褒めてあげなさいと、いうふうなことを言ってきたわけでございまして、これは言っていていいか悪いかわかりませんが、親父さんはちょっとワルやったですけども、子供は非常によかった、人命救助した。だから東署まで行って表彰してくださいと、いうことで表彰までしていただいて、本当に素晴らしい子供に育っていったということがありますが、やはり山本五十六は言います。「してみせて、言うて聞かせて、やらせてみて、後で褒めてやらねば人は動かん」ということ、このことに尽きるんだらうというふうに思います。合併の問題にしてもそうです。合併の総括はしません。なぜ総括しないか、悪かったからです。これは、いわゆる財務省が自民党の国会議員を通じて合併させた。そのときに小泉内閣が、いわゆる地域をこらしめろということで9兆円も、地域にやる予算を削ったわけです。それで財政がきつくなって、財政のきついところから合併していった。粕屋はある程度の財政が豊かだった。産炭地は産炭地振興基金とか過疎債とかありましたので、そこまでいかなかった。しかし、糟屋郡が合併すれば相当な勢いで、久留米よりも強いような町になっていくというのは当然なんです。だから、粕屋を合併すればよかったんです、糟屋郡は。ほかのところは合併したことが間違いなんです。そうゆうふうな、ちょっと話がそれましたけど、そうゆうふうなこと、T P Pの問題にしても同じことなんです。特に今、国の大統領と各国首相が変わる年なんです、来年。アメリカでもロシアでも韓国でも北朝鮮、皆変わるんです。だから今T P Pの交渉を行ったって、絶対勝てるはずがないんです。我々の意見がとおるはずがないんです。みんな自分が次、大統領になるための手前味噌的なあれをやっている、力でそれを結ぼうとして行っておるわけですから、そういった状況を見ながらもやっぱり考えていか

なければならない。

ちょっと答えから大分それでしたが、申しわけないとおもっておりますが、それと、窓口の一本化、これについても私は考えておりません。粕屋は窓口の一本化ということで、総務省と一体となって電算も改善しております。相当金がかかっています。私どもは電算にしても、広域的にやろうということで、宇美・須恵・志免三町で、いわゆる電算の共同化、これは各自治体からよくそげんことができたねえと珍しがられますけれども、各町でやる分の3分の2ぐらいの予算でできるようになります。粕屋は総務省がやるようなことで電算もしておりますし、窓口の改善、だから今どき、いわゆる行政改革をやっていってスリム化していこうっていうのに課がふえたんです。あれによって2つの課が。費用も相当ふえたんです。人数もふえたんです。私どもはそれはやらない。何のために朝、朝礼をやっているかって、きょう朝礼の話もしましたが、あそこで各課の行事、どこどこからだれだれが今日視察に見えられますということで、私たまたま過去、その来られるところの視察の対応にでたわけですが、そのときに視察者の方が言われました。お宅は、職員さんにどういう教育をしてありますか、私どもが入ったら、「あ、今日はどこどこからの視察でしょ」と、4階に上がってくださいって、すぐ職員の方から言われましたと。そのために私どもはやっているわけです、窓口で。みんながその日の事業を共有する、そういったことをやっている。ただ、粕屋町がやっている、あそこは住民異動がものすごく激しい、一つの窓口、そこに行けば学校の問題とか水道の問題とか全部そこで終わってしまうわけ。それは確かに便利になるわけです。そういったことはこれからもおいおい考えていかなければならないと思いますが、インフォメーションは考えておりません。

議長（三角 良人） 藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） まず最初に、昭和56年と言うたの、これ58年とやっぱり書いています。私がミスって写しかえるのをちょっと間違えた。

一昨日の先ほども話がありましたように、体協の40周年の講演で若田部氏の話の中で、子供たちに野球の指導するのは非常に大変なんだけど、何を教えているかっていうと、基本的には挨拶をきちっとできることを教えよる。これなんですよ。だから挨拶は、その本質以前に大切なことだということをしっかりと認識したつもりでございます。

それから、ついでなんで一言だけ言わせてもらいます。窓口を一本化しろとか言った覚えは一言もありません。インフォメーションっていうのは、来た人が快く受け付けてくれたっていう意味で先ほど見せたようにこういうカウンターが別個にありますよというのもしました。これは、改めてこういうきちとしたカウンター作る必要ないんです。職員が、ちなみにこの方たちはみんな囑託職員でした、聞くとですね。職員が、交代でもいいんです。午前中だけちょっと前に出てきて、例えば粕屋町、その中身の改革のことはお金のかかることだから、私もあんまり言いま

せん。粕屋町はこのときはなかったのですが、以前、ぼた山協議会の会合に行ったときに、協議会に行ったときに、法被をきていたのです。受け付けなんかいないのです。法被を着て、こんにちは、おはようございます、と言っているのです。それが大事だっというのをさっき言ったのです。それを、私の言い方が悪かったのでしょうか。思いが伝わらなかったのでしょうか。窓口を一本化してコンピューターをどうのこうのせれとか、そう言ったつもりはありません。というのが、私の言い方が、思いが伝わらなかったということは、私の言い方が悪かったということですよ。そこの辺をちょっと理解していただいて、何もいないのです。普通の職員の皆さんがきちっとして、あるいはさっき言ったように何か法被か何か羽織る、あるいはコミュニティのジャンパーを着る、そして「いらっしやいませ」「おはようございます」「こんにちは」「どちらに行かれますか」「はい、2階です」「はい、住民課です」「1階です」「はい、4階です」「3階です」それでいいのです。これがあいさつ運動の基本だと思って、質問をさせていただいたところでございます。その辺は、もう重々おわかりいただいておりますので、もう答弁はいりません。今こそ、町長、教育長を含め、そして役場の職員の皆さんが、そして我々議員が、自ら率先、垂範して、このあいさつ運動取り組まないと、もう一つ進展が見られないんじゃないかなと思っております。質問終わりますが、最後に、今ちょっと頭に浮かんだ標語みたいのを言って、質問とさせていただきます。「あいさつから始まる、始める、まちづくり」。

以上です。

議長（三角 良人） ちょっと、藤石議員。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 私は、窓口を改正するとか何とか言いよった、インフォメーションに係は置かないということを言ったわけです。インフォメーションは置かないと。窓口の改革とかいうのは、それぞれ粕屋町とかいろいろやられました。しかし、今、財政的に非常に厳しいこの時期に、そういうひとは置かない、そのために我々は全員集まって、1階で8時25分から朝礼を行っております。その朝礼の中で、みんな職員が知り合うということで、尋ねられたら答えられるということを徹底していこうということで言ったわけでございます。今、だれか職員がという話ですけども、175人を、今145人に30人も減らして、17課あった課を11課に減らしたわけですから、そういう余剰人員とか、そういった人たちはいない。だから、取り立ててやはり職員に窓口対応の教育をしていかなければならないということは、合わせてお答えしたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） 藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 3回目の質問なもので終わりますけど。

いわゆる、例えば交代制で2時間だとか1時間だとか、午前中だとか、そういう対応はできないでしょうかというのを質問したわけなんですけど、その思いが伝わってないようなので、質問

を終結いたします。

議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

#### 日程第2・議案第69号

議長（三角 良人） 日程第2、議案第69号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉松まちづくり課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） 議案第69号工事請負契約の締結についてでございます。

工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、第二幼稚園造成工事。契約方法、指名競争入札。請負金、6,184万5,000円。請負者、糟屋郡須恵町大字上須恵268番地の1村山建設株式会社。代表取締役、村山茂芳。契約補償の方法、契約補償金履行補償618万5,000円。

条件といたしまして、工期、契約の効力が生じた日から平成24年5月21日までです。本店・支店または営業所の所在地が須恵町内にある5業者で、入札会を実施した結果、村山建設株式会社が落札したものでございます。落札率は93.79%、設計額に対する請負率は89.09%でした。

9日に仮契約を締結。16日に議決をいただければ、16日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって議案第69号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催し、終了後、ぼた山開発特別委員会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、12月16日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時31分散会

議事日程(第3号)

平成23年12月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第55号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第56号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 日程第 4 議案第58号 町営路線の区域の変更について
- 日程第 5 議案第59号 町営路線の廃止について
- 日程第 6 議案第60号 第二幼稚園造成工事の変更施工について
- 日程第 7 議案第61号 下水道工事の変更施工について
- 日程第 8 議案第62号 水道工事の変更施工について
- 日程第 9 議案第63号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第64号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第65号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第66号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第67号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第68号 平成23年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 意見書 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出について
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第55号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第56号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 日程第 4 議案第58号 町営路線の区域の変更について
- 日程第 5 議案第59号 町営路線の廃止について
- 日程第 6 議案第60号 第二幼稚園造成工事の変更施工について
- 日程第 7 議案第61号 下水道工事の変更施工について
- 日程第 8 議案第62号 水道工事の変更施工について
- 日程第 9 議案第63号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第10 議案第64号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第65号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第66号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第67号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第68号 平成23年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 意見書 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出について
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について

---

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 平山 幸治

---

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・平松 秀一	理事(出納課)・・・・印藤 勝人
理事(健康福祉課)・・吉松 清	理事(教育次長)・・安河内 亮三
総務課長・・・・・・・・今泉 俊裕	まちづくり課長・・・・吉松 良徳
税務課長・・・・・・・・百田 順二	健康福祉課長・・・・畑江 達也
上下水道課長・・・・今泉 智明	住民課長・・・・・・・・安部 健一
建設産業課付課長・・安河内 久人	子ども教育課長・・・・稲永 修司
子ども教育課付課長・・猪股 清貴	社会教育課長・・・・川津 政文
総務課課長補佐・・・・満行 誠	監査委員・・・・・・・・百田 清二



午前10時00分開議

議長（三角 良人） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

ここで安川建設産業課長より、欠席の届けがっておりますので御報告します。

これより議事に入ります。一括議題についてお諮りします。議案第58号及び議案第59号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

#### 日程第1．議案第55号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第55号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） おはようございます。

議案第55号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書1ページからです。次ページの新旧対照表でわかりますとおり、年区切りを年度区切りに改正するというものであります。職員等の異動、新規雇用、定年退職等を年度で計算していることから、他との均衡を図るというものでございます。

なお、附則といたしまして平成24年1月1日から施行する。経過措置として1月から3月の3カ月につきましては、差し引き日数に5日を加えるものとなります。

委員会全員賛成で可決をいたしました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第55号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第2．議案第56号

議長（三角 良人） 日程第2、議案第56号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第56号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

今回の改正は障害者自立支援法の一部改正及び児童福祉法の一部改正に伴い、条例が改正されております。5ページの新旧対照表で御説明申し上げます。今回の改正は第1条と第2条に分かれ、第1条関係の改正は平成23年10月1日改正と第2条関係は平成24年4月1日の改正になっております。

第1条関係の第13条第1項の改正は、障害者施設等に入所した場合の特例において、引用されております障害者自立支援法が条項において、繰り上げ並びに繰り下げ等がなされておりますので今回改正されております。

第2条関係の改正は第1条関係同様、第13条第1項において法律を引用しておりますので改正されております。同条第2項の改正は、引用されております児童福祉法において第6条の2第3項が追加され、該当する指定医療機関が規定されたことに伴う改正です。

附則としてこの条例は公布の日から施行する。ただし、第2条は平成24年4月1日から施行されるものです。

文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第56号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第3．議案第57号

議長（三角 良人） 日程第3、議案第57号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第57号工事請負契約の変更について、総務建設産業

委員会の報告でございます。

議案書 7 ページでございます。工事名、内原・大谷線道路改良工事、須恵町側は最終工事でございます。変更は請負金のみで、変更前の 6,121 万 5,000 円が変更後は 7,161 万 1,550 円で、1,040 万 6,550 円、約 17% の増額となります。

増額の理由は、1 つ目、橋梁のレベルを上げるため、高さですがボックスカルバートを差し込むというもの。2 つ目、篠栗側にも設置されている違法投棄防止用ネットフェンス、長さ 150 メートル、高さ 1.5 メートルの設置。3 つ目、雨水対策で路盤及び舗装のやりかえ工事費用ということで、以上 3 工事の費用でございます。

委員会は全員賛成で可決をいたしました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第 57 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 57 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 57 号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 4 . 議案第 58 号

#### 日程第 5 . 議案第 59 号

議長（三角 良人） 日程第 4、議案第 58 号町営路線の区域の変更について、日程第 5、議案第 59 号町営路線の廃止について、以上 2 議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第 58 号町営路線の区域の変更について、総務建設産業委員会の報告です。

議案書 8 ページからです。9 ページをお願いいたします。路線名、寺浦 2 号線、延長が 185 メートルから 149 メートルへ、最大幅員が 7.5 メートルから 6.5 メートルへの変更でございます。町営住宅跡地売却に伴う変更であります。

委員会全員賛成で可決をしています。

続きまして、議案第 59 号町営路線の廃止について、総務建設産業委員会の報告です。

議案書 12 ページからです。路線名、寺浦 1 号線、延長が 206.1 メートルです。同じく町

営住宅跡地売却に伴う廃止でございます。

同じく委員会全員賛成で可決でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第 58 号及び議案第 59 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより議案 58 号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議案第 58 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 58 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 58 号町営路線の区域の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 59 号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議案第 59 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 59 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 59 号町営路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 6 . 議案第 60 号

議長（三角 良人） 日程第 6、議案第 60 号第二幼稚園造成工事の変更施工についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案 60 号第二幼稚園造成工事の変更施工について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書 14 ページからです。事業費 1 億円を 7,000 万円に変更するものです。主なものは緑地工、汚水工、給水工を建築工事に移行するものでございますが、旅石グラウンド側道路の幅員を 4 メートルから 6 メートルに変更、防火水槽を 20 トンから 40 トンに変更及び雨水地下貯蔵槽、貯留槽いわゆる調整池ですが、100 トンの設置等の追加も含まれております。

敷地の高さについての質問に対しまして、駐車場のみ約 80 センチ下がるという答え、また駐車場はグラウンド使用者の利用ができるのかという質問に対しまして、当初は予定にないが状況では検討の可能性もあるという答えでございます。

委員会全員賛成で可決をいたしました。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は可決です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第60号第二幼稚園造成工事の変更施工については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7．議案第61号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第61号下水道工事の変更施工についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第61号下水道工事の変更施工について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書18ページからです。19ページをお願いいたします。20ページ以降の箇所図を御参照ください。国庫補助金の交付額決定による減額変更でございます。一律40%の減となります。

図面番号1、旅石、赤坂地区は工事長1,016.7メートルが832.8メートルと183.9メートルの減。

図面番号2、上須恵、中園地区から久我美術館は837メートルが607メートルと230メートルの減。

図面番号3、大島原地区は工事長1,506.4メートルが851メートルと655.4メートルの減です。

総額は4億2,630万円が3億4,160万円と8,470万円の減となり、国庫補助金、町債、一般財源がそれぞれ減額となっております。したがって、今後もなお下水道普及のおくれが見込まれます。

委員会全員賛成で可決いたしました。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起

立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第61号下水道工事の変更施工については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8・議案第62号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第62号水道工事の変更施工についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第62号水道工事の変更施工について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書23ページからです。24、25ページをお願いいたします。また、26ページ以降の箇所図を御参照ください。下水道工事に伴うもの等でございます。

図面番号1、旅石、赤坂地区は、工事長1,151メートルが841メートルと310メートルの減。

図面番号2、旅石、赤坂地区は予定を次回へ繰り延べ。

図面番号3、上須恵、中園地区から久我美術館ですが、600メートルから500メートルと90メートルの減。

図面番号4、大島原地区は1,193メートルが706メートルと487メートルの減となります。

総額は1億9,600万円が1億5,900万円と3,700万円の減となり、国庫補助金、町債、一般財源がそれぞれ減額となっております。

委員会全員賛成で可決をいたしました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第62号水道工事の変更施工については、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第9．議案第63号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第63号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 議案第63号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会の報告でございます。

別紙、平成23年度歳入歳出補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,628万1,000円を追加し、歳入歳出予算の合計を歳入歳出それぞれ79億736万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は第2表「債務負担行為補正」による。5ページをお願いいたします。第2表「債務負担行為」でございます。

コミュニティバス運行事業、平成24年から26年の3,600万円は3年間の運行業務委託料でございます。

住民記録システム及び関連システム改修業務委託、平成23年度から25年度の2,200万円は外国人登録廃止に伴うものでございます。

第二幼児園造成工事、平成23年度から平成25年度の7,000万円は議案第60号で説明のとおりでございます。

以下、金額の大なる補正を抜粋し報告をいたします。なお、人件費は省略をいたします。

6ページ、歳入でございます。1款1項1目地方交付税436万4,000円の増は、子ども手当の確定による交付金でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金661万9,000円の増は、4節障害者自立支援給付費国庫負担金の22年度精算によるもので、2分の1の補助でございます。同じく8ページでは県より4分の1の負担金が計上されております。

8ページです。14款2項4目労働費県補助金563万9,000円の増は、緊急雇用創出事業で新規雇用25名を含め、土地評価に係る業務に充てます。

10ページです。15款2項1目不動産売り払い収入1億2,054万6,000円の増は、町営住宅跡地分1億1,500万円が主となっております。

17款1項1目基金繰入金1億5,200万円の増は、町有地売却及び幼児園造成工事の減額により、財調よりの繰入金を減ずるものでございます。

19款3項1目雑入1億1,223万円の増は、宝くじ交付金の増が主となっております。

続いて歳出でございます。20ページをお願いいたします。人件費を省略し、3款2項9目乳幼児医療対策費800万円の増は、予算不足によるものでございます。

20ページです。3款2項13目第二幼稚園建設事業費5,407万7,000円の減は、15節工事請負費の工事量の変更が主となっております。

24ページです。6款1項7目水田農業構造改革対策費605万9,000円の増は、19節で水稻の減反補助366万円と利用増進補助239万9,000円となっております。

30ページをお願いいたします。10款2項4目第二小学校管理費820万6,000円の増は、35人以下学級実施等に伴い合計3クラスの増設に係る費用であります。

32ページです。11款1項2目林業施設災害復旧費580万円の増は東原林道、佐谷観音谷地区の工事請負費となっております。

審査中の質問であります。乳幼児医療対策費800万円の増の理由に対しまして、22年度決算時と比較すると対象者が35名増、受診者が8%増、費用が13.6%増となっているためという答えでございます。

また、アザレアのホール音響機器の購入費につきましては、開館以来18年間使用していて耐用年数をはるかに超えているという答え。

要保護、準要保護の増額補正につきましては対象者の増で、現在小中5校で要保護者55名、準要保護者449名、計504名との答え等でございます。

以上、予算審査特別委員会全員賛成で可決いたしました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第63号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第10．議案第64号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第64号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。



文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第64号須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別紙の歳入歳出補正予算書34ページをごらんください。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,786万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億2,501万8,000円とするものです。

37ページ、歳入ですが、3款国庫支出金1項国庫負担金、2項国庫補助金、6款県支出金2項県補助金の補正は、歳出の一般被保険者療養給付費と高額療養費が補正されておりますので、その財源として各補助率で計上されており、また国庫補助金の財政調整交付金において収支の調整を、本年度財源不足で調整されております。

2款1項1目3節一般会計繰入金の補正は、歳出の9款諸支出金の療養給付費返還金の財源として、4節給与費等繰入金の補正はカード化に伴う職員の給与費等の増によるものです。

10款3項1目1節及び2節は一般被保険者と退職被保険者の第3者納付金で、11月までに納付された金額が補正されております。

42ページ、歳出ですが、1款1項1目一般管理費の補正は職員の給与等の補正と、7節賃金の補正は職員の産休に伴う臨時雇い賃金の補正。11節需用費及び13節の委託料においては、24年度より国民健康保険証のカード化に伴う補正がなされております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2項1目一般被保険者高額療養費の補正は、3月までの医療費の見込みにおいて予算に不足が生じますので補正されております。

9款1項13目23節前年度国庫支出金等払戻金の補正は、22年度実績に基づく療養給付費負担金の精算金が補正されております。

国民健康保険証のカード枚数、単価、短期保険証、各年度色を変えるのかなどの質問がありました。それに対し、4月からのカード化、須恵町の枚数は1万8,000枚、5町で行うため1枚当たりの単価は39円50銭、合計71万1,000円。ちなみに単価で、単町で行うと1枚当たりの単価は60円となります。

短期保険証については徴収率が落ちるよりも、毎月短期保険証を渡したほうがいいので出さざるを得ないとのことでした。

また、滞納の方に納税相談をするので、色は変えないで1年で切りかえるとの答えでした。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長

の報告は可決です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第64号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第11．議案第65号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第65号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第65号須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別紙、歳入歳出補正予算書45ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億3,916万1,000円とするものです。

48ページ、歳入は給与費等が減額されましたので、4款1項1目一般会計繰入金1節事務費繰入金が減額されるものです。2節保険基盤安定繰入金は広域連合からの通知により、23年度の軽減分が確定しておりますので減額されております。

5款1項1目1節前年度繰越金は確定いたしておりますので、今回計上されております。

50ページ、歳出ですが、1款1項1目一般管理費の補正は、人事院勧告と4月の人事異動による給与等の減額補正であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節の保険料と負担金の補正は、23年4月、5月に納入された保険料を23年度に納入するため補正されております。

文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第65号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12・議案第66号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第66号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第66号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。総務建設産業委員会の報告をいたします。

別紙、補正予算書の52ページでございます。平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,575万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,089万1,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は第2表「地方債補正」による。地方債補正は事項別明細で説明をいたします。人件費を省略し、金額の大なるものを抜粋し報告をいたします。

56ページをお願いいたします。歳入でございます。3款1項1目下水道費国庫補助金6,000万円の減は、議案第61号で説明をいたしました一律削減によるものであります。

58ページでございます。8款1項1目下水道事業債1,940万円の減は、1節多々良川流域関連公共下水道の工事量の減による1,970万円の減と、2節資本費平準化債公共下水道の金額の確定による30万円の増でございます。そのまま第2表で地方債補正がなされているというものでございます。

続きまして60ページ、歳出でございます。3款1項1目一般管理費は2、3、4節が人件費、19節1,000万円の減は見込み汚水量の減でございます。

2款1項1目公共下水道事業費は同じく2、3、4節が人件費、15節8,470万円の減は、歳入で説明しました国庫補助の一律減による工事量の減によるものでございます。

委員会全員賛成で可決をいたしました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第66号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第66号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13・議案第67号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第67号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第67号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告でございます。

補正予算書、62ページでございます。平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,649万円とする。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。

事項別明細で説明をいたします。65ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款3項1目一般会計繰入金37万5,000円の増、2款3項1目繰越金37万5,000円の増は、いずれも確定によるものでございます。

67ページの歳出でございます。2款1項1目農業集落排水事業費140万円の増額補正は、佐谷上の原浄水場の跡地利用計画書作成の委託料でございます。

平成26年4月予定で公共下水道への接続の計画が御存じのとおりでございます。その場合の利用内容の質問に対しまして、現在、一般質問でもございましたが、現在のところ建物は防災資材倉庫等に、外は公園等がよいのではという答えでございます。

委員会全員で可決をいたしました。委員会全員賛成で可決をいたしました。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第67号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第67号平成23年度須恵町農業集落

排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第14．議案第68号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第68号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第68号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告でございます。

補正予算書、69ページでございます。第1条、平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。以下、人件費及び借入債確定による補正となっております。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,029万8,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収入では石綿管改良工事の減と国庫補助金の確定でございます。支出におきましては水道工事変更施工に伴う減額でございます。

委員会全員賛成で可決をいたしました。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第68号平成23年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第15．議案第69号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第69号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 最後でございます。議案第69号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の報告でございます。

工事名、第二幼稚園造成工事、契約方法、指名競争入札、請負金6,184万5,000円、請負者、糟屋都須恵町大字上須恵268の1、村山建設株式会社代表取締役村山茂芳、契約保証の方法、契約保証金、履行保証で618万5,000円、条件、工期は契約の効力が生じた日から平成24年5月21日となっています。

落札率93.79%、設計額に対する請負率89.09%でございます。町内に本店支店のある5業者による競争入札となっております。

議案第69号の締結でございますが、その日程が会期中になったため追加議案となっております。

委員会全員賛成で可決をいたしました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第69号工事請負契約の締結については委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第16．意見書

議長（三角 良人） 日程第16、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書について、文教厚生委員会の審査結果を報告いたします。

この健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書については、福岡県町村議会議長会から県下各町村議会へ要請されたものであり、また本町においても保険税の確保が困難になる反面、医療費の高騰による厳しい財政運営を余儀なくされています。

本来、保険税は保険給付費の2分の1を賄うことが原則となっておりますが、高齢者、年金生活者の割合が高い本町では、加入者の平均所得が低く、また平均所得は年々減少しており、必要保険税の確保が極めて困難な状況にあることから、国に対し国民が安心して医療を受けることができるよう国庫負担の引き上げを行うため、健全な国民健康保険制度の構築を図ることを強く要請

するものです。

文教厚生委員会全員賛成で可決しています。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、本意見書について採決に入ります。本意見書に対する委員長の報告は可決です。よって本意見書は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書は、委員長報告のとおり可決しました。

#### 日程第17．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員長より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より農業委員会委員との農業に関する意見交換について、ぼた山開発特別委員会よりぼた山開発について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。会議を閉じます。平成23年第4回定例会を閉会します。

午前10時55分閉会

## 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 12 番 長澤 誠司

署名議員 13 番 藤石 豊